



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(組合員の購読料は
組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



大会議案特集号

2025年度の

主なたたかいの経過と総括(案)

7月13日、14日に開催された第7回中央執行委員会において、2025年度の主なたたかいの経過と総括(案)および2026年・27年運動方針(案)が了承され大会に提案されることとなった。本来ならば全文を掲載し組合員の皆さんに広く伝えたいところではあるが、案文が大幅に字数超過となっているため、不本意ではあるが、部分掲載とさせていただきますこと、ご理解願いたい。

(編集部)

I. 秋年末闘争

たたかいの経過

全港湾各地方は、第96回定期全国大会で確認された秋年末闘争方針の下、冬季一時金

の獲得や労働条件の到達、継続交渉を積極的
に取り組んできた。

1. 労働条件引き上げの

たたかい

(1) 冬季一時金闘争

①各地方は、第2回中央執行委員会で確認した昨年同期の率・額を上回る要求設定を行い、10月末〜11月上旬に要求書を提出した。			②各地方は、第2回中央執行委員会で確認した昨年同期の率・額を上回る要求設定を行い、10月末〜11月上旬に要求書を提出した。		
地 方	要求額		地 方	要求額	
要求提出日	回答指定日		要求提出日	回答指定日	
北海道	分会ごと		北海道	分会ごと	
分会ごと	分会ごと		分会ごと	分会ごと	
東北	3・5ヶ月		東北	3・5ヶ月	
10月14日	11月 7日		10月14日	11月 7日	
日本海	80万円		日本海	80万円	
11月 4日	11月27日		11月 4日	11月27日	
関東	85万円以上		関東	85万円以上	
10月17日	10月31日		10月17日	10月31日	
東海5支部	60万円		東海5支部	60万円	
11月 7日まで	11月21日まで		11月 7日まで	11月21日まで	
名古屋支部	92万円		名古屋支部	92万円	
10月17日	11月14日		10月17日	11月14日	
関西	95万円		関西	95万円	
阪神支部	11月19日		阪神支部	11月19日	
10月29日	90万円以上		10月29日	90万円以上	
大阪支部	11月26日		大阪支部	11月26日	
11月 6日	昨年実績以上		11月 6日	昨年実績以上	
神戸支部	11月12日		神戸支部	11月12日	
11月 4日	3ヶ月以上		11月 4日	3ヶ月以上	
築港支部	11月27日		築港支部	11月27日	
11月 7日	昨年実績以上		11月 7日	昨年実績以上	
建設支部	個別交渉		建設支部	個別交渉	
11月 7日	80万円		11月 7日	80万円	
四 国	11月14日		四 国	11月14日	
10月24日	3ヶ月		10月24日	3ヶ月	
九 州	11月21日		九 州	11月21日	
10月31日まで	70万円		10月31日まで	70万円	
博多支部	11月21日		博多支部	11月21日	
10月31日まで	4ヶ月以上		10月31日まで	4ヶ月以上	
長崎県支部	11月21日		長崎県支部	11月21日	
10月31日まで	4ヶ月以上		10月31日まで	4ヶ月以上	
鹿児島支部	11月21日		鹿児島支部	11月21日	
10月31日まで	11月21日		10月31日まで	11月21日	

全港湾結成80周年を迎えます。

中央執行委員長 鈴木 誠一



全国の全港湾組合員の皆さんにおかれては日々の就労、作業に従事されていることに最大限の敬意を表します。また、全港湾労働運動を全国各地にてたたかい取り組まれていることに感謝を申し上げます。今定期全国大会

は改選期の大会として向こう二年間の全港湾運動方針を確立する我々にとってとても大切な大会です。この間、中央執行委員会は春闘(大幅賃上げ)にこだわりより強く中心に据えることを提案し、二年前の第95回全国大会において確認していただきました。様々な課題を各地方・各支部の組合員の皆さんと真摯な議論をかさねて、全港湾組合員の団結をもったたたかいですめてきました。今定期大会は二年間の運動方針に基づいた一年間の取組の総括をおこない、あらためてたたかう全港湾運動方針を確立します。全国の組合員の

皆さんには各級機関におかれて積極的かつ真摯な議論を積み重ねて今回の第97回定期全国大会にて議論を活発なものとさせて大会を成功に導いていただくことをお願いいたします。そして、全国大会終了後には全港湾結成80周年記念式典を大会参加の組合員とともに多くの関係各位、ご来賓を招いて開催します。今日までの全港湾諸先輩方の血のじむような労苦と携われた多くの関係各位のご指導とご尽力に感謝するとともに、輝かしい全港湾の歴史を10年後、20年後とその先へ未来永劫へと引き継ぎ継承することを誓っています。

国内において日本各地での自然災害は昨年12月に東北東方沖地震が発生し八戸港が被災して港湾施設に甚大な被害をもたらしました、その後も東日本、東北地方を中心に震度5弱以上の大きな地震が断続的に発生しています。また、地球温暖化による異常気象と

いわれる天候においては6月梅雨の季節であるにもかかわらず、強い台風が数々と発生し、台風接近に伴い線状降水帯が発生し九州、四国、西日本では災害級の大雨となっており、自治体による警戒レベル4避難指示以上の警報が発令され家屋が損壊するなどの被害をもたらしています。まさに災害大国と言っても過言ではありません。あらためて被災された方々へお見舞いを申し上げます。

総人口1億2千万人が生活する我が国はエネルギー自給率7%、食糧自給率は40%に満たない四方を海に囲まれる資源の無い島国です。輸出入貨物の99.6%が海運によりまます。そのすべてが当然に我々港湾労働者により扱われます。我々が担う港湾運送事業と物流産業は国民生活にとって必要不可欠で無くてはならない仕事です。しかし、港湾と物流産業にその対価や正当な評価、価値は与えられていません。全産業で共通しますが、港

湾と物流産業の人手不足はその必要性からいっても深刻な状況となっています。現政権の日本成長戦略会議が選定した17の重点分野に港湾ロジスティクス(物流)を選定しました。ただ、その中身は深刻化する物流の人手不足を機械化・自動化を推進するなどが中心で本来の効率の優れた日本港湾労働の技術などを鑑みないものと言わざるを得ません。また、政府が閣議決定した「特定利用空港・港湾」政策は災害時への対応を表向きに自衛隊の荷役訓練としてすすめられています、九州においては港湾運送事業法を無視してミサイルの荷役が強行されました。なし崩し的にすすめられる戦争するための準備や港湾の兵站基地化、商業港の軍事利用を阻止しなければなりません。一向に終息する兆しの見えないロシアとウクライナとの戦争は多くの犠牲者を増やし続けています。米国とイランの戦争は公海の自由な航行を妨げ世界各国に深刻な

エネルギー問題を引き起こし、世界物流を麻痺させています。双方の戦争では真っ先に攻撃の対象となっているのは空港・港湾・原子力発電所を含むエネルギー施設です。どの国の国民も平和でなければ普通に暮らすことはできません。80年前の戦争で国民を飢えさせ、国土やインフラを焼失させて国際社会から断罪され猛反省の上に経済成長を成しえた我が国は武力による紛争の解決を否定しなればなりません。それが国際社会においての日本国の役割であると確信します。港湾・物流産業の維持発展のために労働者の権利向上をたたかい、世界の恒久平和を勝ち取り守り抜くことは全港湾労働組合の使命と確信します。第97回定期全国大会にて活発な議論をいただいて全港湾運動方針が確立されることを願います。

荻田支部 90万円
10月31日まで 11月21日
沖 縄 35割
10月30日 11月20日

分会数は118分会で、妥結額平均は、529、485円（昨年同時期502、868円）と昨年同時期を26、617円上回った結果となった。

5人、2・530ヶ月、平均額734、046円となった。
オ）大港労組は、11月28日（金）妥結、528、000円（昨年比5、000円増）支給日12月10日（水）となった。

161組合が妥結・收拾方向となっているが、前年同期の186組合（32・5％）と比較して1・4割下回っている。

められている。

2. たたかいの総括

額保証を求めるなど、後遺症治療費の無償化を求めていく。
・港湾労働者のたたかいとしては週休2日制や時間外算定基礎分母の改定闘争継続的な取り組みとこれまで積み上げてきた産別の活用、そして港湾に大きな影響をもつ港湾政策に対する取り組みをすすめる。

・統一回答指定日については3月9日を基本に3月13日までを回答指定ゾーンとしたい。

・全港湾の要求書提出及びスト権の確立確認については2月27日までの提出とし、3月2日に労調法手続きをとりたい。闘争委員会（中執）は3月17日に開催する。

・昨年まで全国港湾の春闘方針（案）を付属資料として掲載していたが、今年は全国港湾の中執開催が遅く、載せると全港湾の議案書が間に合わなくなるため記載はしないので、全国港湾の議案書を参照とする。

以上の提案を行った結果、多少の加筆修正もあるが、2026春闘方針（案）として確認を行った。

12月10日、東北地本二本柳委員長が、「青森県東方沖地震」の報告のため、来本した。

主な、報告内容は以下のとおり。
①組合員の人的被害はない。八戸通運支部組合事務所は水屋等が倒れた。

②12月9日、国と県整備局が会社立会いの下、被災状況の調査を行い、使える岸壁と使えない岸壁の精査を行った。現状は八太郎岸壁の3分の1程度しか使えない。

③同日、八戸空港・港湾整備事務所へ、早期復旧の申し入れを行った。

④12月16日に東北運輸局・整備局へ早期復旧の申し入れを行う予定である。

⑤プライベートパスではあるが、「東北グレンターミナル」内のニューマがレールから脱落しており、復旧には時間がかかる模様。

ウ）経団連の集計は、12月1日時点で公表されていないが、民間調査機関の一般財団法人労務行政研究所（理事長・猪股 宏）では、東証プライム上場企業を対象に2025年年末一時金の妥結水準を調査した。支給水準は、175社、単純平均）で87万4、214円、対前年同期比で4・4％増となった。産業別に見ると、製造業、非製造業ともに同4・4％のプラスとなっている。

各年9月時点の集計で見た年末一時金妥結額は、コロナ禍の影響で2020年、2021年は対前年同期比でマインスとなったが、2022年に8・5％増と大幅なプラスに転じ、以降4年連続の増加。2025年は直近10年で2番目に高い伸び率となった。

秋年末オルグ
第96回定期全国大会で決定された方針に基づき、25秋年末オルグを企画し、日程的な問題もあり、中央本部常任は名古屋支部のみの参加となったが、各地方は24126本部方針をもとに、執行委員会等の場において地本独自のオルグが開催された。

秋年末における到達闘争
第96回定期全国大会で決定された方針に基づき、①労働時間短縮、②定年延長65歳と退職者の補充、③退職金引き上げ、④労働災害・企業上積み保障の引き上げ、⑤労働協約の締結など、諸労働条件の到達闘争のたたかいをすすめてきた。

その結果、各地方ともに定年延長のたたかいは終盤を迎えた感があるが、まだ協定に至っていない分会もあり、特に港湾職種は、2018年産別協定で締結した、「定年年齢は社会的情勢に照らし、2025年度までに65歳とする」を再確認し、到達していない支部は追い上げを図ることが求められている。

2026年春闘
たたかいの経過と総括
1. たたかいの経過
12月2日～3日にかけて、第3回中央執行委員会が開催され、常任活動報告、各地方報告の後、第1議題から第10議題とその他議題について討議し、資料のとおり確認を行った。

2026年春闘方針（案）について、常任中央執行委員会から、次の提案を行った。
・要求額については基本給一律4万円で提案。

・労働条件の引き上げについて、継続雇用にあたっての賃金水準は、一時金も含め退職時の年収の80％以上。
・時間外労働や割増率については、やむを得ず月間45時間以上の時間外労働については時間外手当を現行の2・5割増とするとし、働き方改革関連法の制定に伴い法令順守に耐えうる人員の増員を求め

る。
・育児・介護制度については休業補償の引き上げを求め協定化を目指す。
・伝染病における休業補償の基準内賃金保証はもとより、労基法12条に基づく日

力）全日通は、一時金年間3・1ヶ月で妥結。（夏1・55ヶ月冬1・55ヶ月）となっている。

④他団体の回答状況
ア）連合は、2025春季生活闘争 年末一時金の第2回回答集計を11月21日（正午時点で実施、概要を報告した。

年末一時金は、組合員一人あたり加重平均金額で726、493円（昨年同時期751、578円）、月数で2・54月（同2・50月）、1組合あたり平均金額（単純平均）は、589、004円（昨年同時期597、147円）、月数で2・20月（同2・28月）と、2024実績は昨年同時期実績だが、2024実績と2025回答では集計組合が異なるためとしているが、組合員一人あたり加重平均金額では昨年同時期に及んでいない。

イ）国民春闘共闘委員会（全労連、純中立労組懇、地方共闘などで構成）は11月13日、2025年第2回目の年末一時金集計を行った。

回答引出し組合は1、836組合のうち518組合（28・2％）で、前回調査（第1回集計11月6日時点）の400組合（26・3％）から118組合・1・9割増え、前年同期573組合（31・9％）を55組合・3・7割下回っている。

回答引出し組合のうち、数次の上積み回答を引き出したのは33組合（6・4％）となっており、前年同期47組合（8・2％）より1・8割低くなっている。

春闘・夏季闘争での交渉も含めて、回答引出し組合の31・1％にあたる

③港湾関係労組の回答状況
ア）日港労連は、12月12日現在、5港6組合平均で、644、450円となり、昨年実績を26、841円上回った。全検部門については、組合平均538、418円＋aで、昨年を9、497円上回った。関連9単組平均で、616、262円となり、昨年実績を32、466円上回った。

イ）検数労連は、12月4日に妥結し、支給日は12月10日となった。妥結金額は、全日検組合員平均538、418円＋a（昨年冬十9、497円）日検組合員平均540、149円＋a（昨年冬十13、539円）となっている。

ウ）検定労連は、海事検定職組が11月11日、組合員平均80万円相当で妥結。シンケン労組は11月25日、組合員平均69万3千円（昨年冬十4万5千円）で妥結。なお、新日本検定職組は、組合員平均76万円で妥結となった。

エ）全倉連は、12月10日現在での秋年末闘争方式の回答及び年間方式の回答状況は、単純平均41組合、2・411ヶ月（十0・016ヶ月）、平均回答額706、279円（十28451円）加重平均4、436人、2・694ヶ月（十0・077ヶ月）817、294円（十48、123円）となっており、年間方式（春または夏に決定）の集計では、単純平均8組合、2・462ヶ月、平均額727、063円加重平均1、841人、2・901ヶ月、平均額934、639円となっている。

また、年末一時金回答平均では、単純平均33組合、2・398ヶ月、平均額701、240円加重平均2、59

②回答状況及び妥結結果
2025冬季一時金の解決目標（11月下旬）を迎えるなか、各分会で妥結に向けて追い上げが図られている。同日までに報告のあった集計結果は、速報分会153分会中、107分会に回答が出され、66分会が妥結に至った。速報分会での回答額平均は530、189円で妥結額平均536、251円となっている。

速報分会の地方別でみると、東北地本が11速報分会中10分会で妥結しており、昨年妥結額を上回る金額を出しているほか、四国地本も10分会で昨年を上回る勢いを見せている。

最終集計とした12月5日には、冬季一時金最終集計出され、12月5日現在で、速報分会153分会中、111分会に有額回答が出され、そのうち76分会が妥結に至った。昨年同時期と比べると妥結分会数は減っている。

回答額平均は、529、299円（昨年同時期511、572円）で、妥結額平均は、535、082円（昨年同時期510、841円）となり、回答額で17、727円、妥結額で24、241円と、ともに昨年同時期を上回った。

職種別でみると、港湾職種は、541、926円（昨年同時期530、704円）で、昨年同時期を11、222円上回っている。

トラック職種は、408、903円（昨年同時期381、414円）で、昨年同時期を27、489円上回っている。

一般職種は、453、499円（昨年同時期446、064円）で、昨年同時期を7、435円上回っている結果となった。

闘争分会では、285分会中、211分会に有額回答が出され、そのうち妥結

本部常任として、「年末の大変な時期ではあるが、荷主の対応や今後の荷役量等について、整備局の対応についてなど、都度の報告を上げてほしい」との指示を出した。

(3) 1月29日、第4回中央執行委員会が、シーパレス内会議室で開催され、各報告事項を確認後、第1議題・第47回中央委員会の運営について(別紙資料提出)次の確認を行った。

Ⅱ確認Ⅱ

・議長団 河村法和中央委員、千頭和達也中央委員

・中央委員 47名

・日興サービスの全国闘争報告

・来賓は全国港湾竹内委員長

・議案書のP44の20行目2025年1月を2025年10月に訂正。

続いて、第2議題 2026年春闘方針

(案)について(別紙資料提出)議案書で事前配布済みであるが最終確認を行った。その後、その他議題について各々確認を行った。

(4) 1月29日～30日、豊橋市シーパレス日港福にて、全港湾第47回中央委員会が開催され、全港湾のたたかう26春闘方針が確立された。

集会には、中央委員47名、中央執行役員19名、傍聴47名の参加があった。まず、畠山副中央執行委員長より、青森県東方沖地震への支援や、衆議院選挙の状況、国際情勢等が話され、そのうえで26春闘をどうたたかうのかの提起がなされた。

議長団には関東・河村委員、東海・千頭和委員が選出され、議長団就任のあいさつでは、河村委員が、米国トランプ大統領の暴挙や物価高、選挙についての言葉があった。

中央執行委員長あいさつに立って鈴木誠一委員長からは、北海道、北陸日本海側にかけての大寒波の中での開催となったことや能登半島に続く青森県東方沖地震での被災者への追悼、被災状況に触れられ、いま

だに続いている日港協不当労働事件裁判について語られた。そのうえでどういった26春闘をたたかうのか、組合員の声や負託にどう応える春闘にするのか議論をお願いしたいとの挨拶を行った。

来賓としてお呼びした、全国港湾竹内中央委員長からは、「全国港湾26年春闘方針のたたかう5本の柱」が提起され、日港協との正常な労使関係の構築や26春闘での大幅賃上げを産別運動として求めていくとの挨拶がなされた。

続いて、議案提案の前には、東北地方本部より青森県東方沖地震での被災状況報告と行政に対する早い取り組みのお礼、また今後も皆さんのご協力をお願いする旨の発言がなされた。これを受け、中央本部は「お見舞金」として金一封を贈呈し、今後も寄り添って対応にあたることを確認された。

続いて、松永書記長より、第1議題「2026年秋年末の経過と総括(案)」、第2議題「2026年春闘方針(案)」が提起され、質疑討論に移った。

質疑の冒頭では、「日興サービス分会闘争」の報告がなされ、一向に解決にすすんでいない現状と解決促進のための行動を求める発言もあった。

質疑は、衆議院選挙に関する質疑が大変多く、短期間でどう取り組むのか、若い人

に選挙運動の経験がないため取り組みにくい、また、過去の政治に対しての勉強や政党の再編の動きなど具体的な学習が常日頃から必要ではないかなど、大変厳しい質疑も出された。ほかにも日港協不当労働行為事件の裁判の行方や、抗議行動のあり方、産別での継続課題の質疑も目立っており、総勢約26名の方から35項目の質疑が出され、活発な議論が行われた。

その後各地方のまとめに入り、一部地方が40,000円以上となったが、本部方針が全面的に支持され、中央執行委員会において、「基本給一律40,000円」が採択され終了した。

(4) 1月30日、中央委員会終了後、統開の中央執行委員会が開催され、次の事項につ

いて議論・確認を行った。

①半期会計監査報告について、確認した。

②春闘要求書について、要求額40,000円とする。

③2026年春闘体制強化と闘争準備について指示書を確認した。

④衆議院議員選挙について、各地方・支部は解散から投票日までの期間が短い、精いっぱいたたかうこと。

(5) 3月2日、26春闘の各地方スト権集約(賛成89%)を確認し、労調法手続きを厚生労働省労使関係担当参事官室と中央労働委員会を訪問し申請を行い受理された。なお、全国港湾でのスト権集約は、93%だった。

(6) 3月9日、JR総連の山口委員長と小林書記長が26春闘激励行動として、本部へ撤布を携え激励をいただいた。

(7) 3月10日、立憲民主党の吉田忠智常任幹事会議長が春闘激励のためメッセージを携え激励をいただいた。

(8) 3月19日、第5回中央執行委員会(闘争委員会)が開催され、2026年春闘戦術について、要旨つぎの本部提案について検討した。

①各地方・支部は26春闘解決に向け積極的に交渉を行い、賃金引き上げ要求、初任給要求等の具体的前進を図ること。厳しい情勢ではあるが、賃金引き上げについては、賃金引上げ率4.0%を統一妥結水準とし、昨年妥結額以上を目指すこと。

②各地方・支部は賃金引上げ要求、初任給要求等の解決のため、積極的に交渉をすすめ、4月10日(金)までの合意を目指すこと。尚、妥結権については産別闘争と統一要求の獲得状況を見極めたうえで、各地方・支部に委譲する。

③各地方・支部は回答が不満な場合は、4月11日(土)始業時より24時間ストライキを実施すること。

④これらの行動でも賃金引上げ要求、初任給要求等が解決しない場合は、4月12日(日)以降にさらなる行動を設定す

ることとし、具体的には各地方闘争委員会を開催して決定すること。

⑤全国港湾ストライキ戦術及び港湾春闘解決に至るまでの港湾統一行動については、全国港湾闘争委員会にて決定次第指示するので、各地方本部及び港湾関係支部・分会は闘争体制を堅持しておくこと。

検討では、様々な意見が出たが、2026年春闘戦術について(案)を本部提案通り確認した。

(9) 3月23日、全国港湾中央闘争委員会及び中央港湾団交経過に関する闘争戦術等の意思統一を図るために、第1回地方代表者会議を開催した。

(10) 連合は3月23日(月)10:00時点で、2026春季生活闘争の第1回回答集計結果を公表した。概要によると、平均賃金方式で回答を引き出した1,100組合の加重平均(規模計)は17,687円。

5.26%であった(昨年同時期比14.1円減。0.20ポイント減)。300人未満の中小組合(552組合)は、14,300円・5.05%であった(昨年同時期比2.0円減。0.04ポイント減)。いずれも、5%を上回る結果が出ていることと、全港湾での速報分会の回答状況、「3月24日の時点では、151分会中58分会へ回答が出されているが、まだ報告も上がっていない地方もあり、集計はできていない。統一妥結水準の4%以上を目指し、粘り強い交渉をお願いする」旨の全港湾FAXニュース7号を発信した。

(11) 3月27日、各地方・支部では要求提出を行い、4月10日(金)までの合意を目指す中、2026年春闘要求実現のため、第5回中央執行委員会の決定にもつぎ、統一ストライキについて、下記のとおり指令した。

―― 2026年春闘ストライキ指令(その1)――

各地方・支部は、4月10日(金)の統一回答指定日の回答が不満な場合

は、4月11日(土)始業時より24時間のストライキを実施せよ。

(12) 4月3日、第4回中央港湾団交(4月9日開催予定)における回答を促進するため、全国港湾は別添文書(25発第77号)、実力行使を通告したので、下記のとおり指令した。

―― 2026年春闘ストライキ指令(その2)――

・各地方港湾関係支部分会は、4月13日(月)以降の夜荷役拒否(18:00～翌日始業時/土・日含む)のストライキを実施せよ。

・対象は全港・全職種
・除外対象 八戸港、生活航路、備蓄石油の放出に伴う荷役

(13) 4月9日、第4回中央港湾団交終了後、第2回地方代表者会議が開催され、26港湾春闘の分析と実力行使の確認を行った。

(14) 4月10日、第2回地方代表者会議の確認のもと、各地方・支部は更なる賃金追上げを図り、その他諸要求についても回答を引き出すこととして、妥結権委譲について以下のとおり指示した。

―― 26春闘妥結権の委譲について――
・妥結権の委譲については、4月17日(金)とするので、現時点で仮合意となっている地方・支部も公表については控えること。

・4月17日以降、妥結に至った地方・支部は、妥結金額と諸要求の合意内容を中央本部へ報告すること。中央本部は4月21日(火)に第3次集計をFAXニュースで発出し、マリタイムへの情報提供を行うこととする。

・産別闘争においては多数の項目で進展がみられていないため、各地方・支部においては「全国港湾ストライキ戦術及び港湾春闘解決に至るまで港湾統一行動については、全国港湾闘争委員会

にて決定次第指示するので、各地方本部及び港湾関係支部・分会は闘争体制を堅持しておくこと」の再確認を行うこと。

(15) 4月15日、第5回中央港湾団交終了後、第3回地方代表者会議が開催され、全港湾の回答状況の確認を行った。

(16) 4月27日、各地方・支部からの26春闘回答状況をもとに、全港湾FAXニュース10号を配信した。第4次集計結果は、速報分会153分会中、117分会に有額回答が出され、回答額平均は、12,136円、率にして4.10%となった。

闘争分会では、283分会中、221分会に回答が出され、回答額平均は11,605円、率にして3.92%となった。

(17) 6月2日、第2回中央闘争委員会(第6回中央執行委員会)を開催し、最終集計の結果と26春闘総括について検討・確認を行った。

6月1日に行った最終集計では、速報分会151分会中、142分会に有額回答が出され、回答額平均は12,496円(昨年同期11,715円)、率にして4.19%(昨年同期3.88%)と若干ではあるが上回る結果となった。ただし、この集計は、昨年除していた沖縄地方を含んでおり、単純に上回ったとは言い難い。

闘争分会では、283分会中、256分会に有額回答が出され、回答額平均は、12,042円(昨年同期11,131円)、率にして、4.04%(昨年同期3.71%)となった。

そのうち妥結に至った分会は、219分会あり、妥結額平均12,344円(昨年同期11,383円)となった。

職種別の回答状況では、港湾職種の回答額平均が12,038円(昨年同期11,117円)、トラック職種が10,730円(昨年同期7,715円)、一般職種が13,723円(昨年同期14,721円)となった。いずれの職種も率にして統一妥結水準の4%近い数字となっている。

2. 港灣関係労組の取り組みと回答状況（全国港湾春闘情報最終版修正6／15）

全日検は初任給6、500円引上げ。定昇一律2、000円。平均回答額11、445円。

(1) 日港労連

①港荷（船内・沿岸）は、2月12日（木）、第1回港荷労使交渉を行い、産別要求を踏襲する形で基準内賃金40、000円以上を要求。別途産別要求である現行各産別制度賃金15%以上引上げを要求。スト権確立2月末の集約とする。その他具体的要求として、所定外労働割増率の統一化と大幅な引き上げ、通減なし65歳定年延長、更に退職金の引上げ改定等、多岐に亘って要求。4月23日第3回港荷団交を行い、基準内14、000円の表明を行い、各個別労使交渉の追認協議を以て、4月30日第4回港荷団交において正式妥結した。

②全検労協交渉は、第1回目2月13日、5月28日、第8回交渉にて初任給6、500円の引上げ。定昇一律2、000円。平均回答額11、445円で妥結した。

③第1回関連労使交渉は、3月9日、要求書提出。具体的要求として、基準月額4万円以上、5・9協定適用実施、産別協議促進、関連專業事業基盤の強化。5月7日第2回関連交渉を行い、基準内12、000円で基本合意し妥結した。

(2) 検数労連

①2月13日に第1回交渉を行い、要求書の提出を行った。スト権集約は2月20日で確立くらしを守る大幅賃上げ、将来にわたり安心して働ける職場環境を目指した。賃上げ要求は、アンケートを参考に賃金格差是正分を加味して、要求は、本給一律38、000円（15%）とした。

②5月14日、第10回交渉にて妥結した。日検は初任給6、000円引上げ。定昇一律3、000円。平均回答額11、127円。

③全日検は初任給6、500円引上げ。定昇一律2、000円。平均回答額11、445円。

(3) 検定労連

①要求書提出は、各単組3月初旬に提出し、スト権集約は2月25日までにいった。

賃上げは15%以上の要求とし、要求項目として、あるべき賃金、時間外算定基礎分母の143時間への引き上げ、完全週休二日制確立、職場環境の改善を要求した。

②3月2日に両協会並びに両会社に要求書を提出し、3月17日に第1回検定労連団交を開催した。

③時間外算定基礎分母を4企業共に150時間から149時間に改定する。

④海事検定は、3月31日に合意…組合員平均114、000円

⑤（株）シンケンは、5月8日に交渉し、合意した。組合員平均110、373円

⑥新日本検定は、3月27日に合意…賃上げ結果として、役割給改定・現業組合員一人平均118、000円＋α。

(4) 全倉運

①6%（定昇2%、物価上昇・生活水準4%）＋α（賃金及び格差是正分）を統一要求基準とし、統一要求提出日は3月1日（水）にした。

②回答指定日を3月25日（水）とし、3月27日に一次回答を受け拡大中央闘争委員会を開催した。

③賃上げ回答状況。（6月15日現在）

単純平均	37組合	12、155円
	（4・19%）	昨年比▲1、676円
加重平均	4、329人	15、421円
	（5・16%）	昨年比▲230円

(5) 大港労組

①アンケート集約をもとに大幅賃金引き上げを目指してたたかう。2月17日の執行委員会にて、大港労組の基幹交渉体である、船内統一交渉の要求金額を4万円

とする事を確認。3月2日に第3回幹事会を開催し、要求書を決定。同日、要求書を提出し第1回団交と位置付け要求趣旨説明会を開催した。

②第5回4月27日交渉、基準内12、000円＋αで妥結した。

(6) 全日通

①賃金17、300円の増額、一時金年間（夏季・年末合わせて）5ヶ月分要求。

提出日は、2月13日に行った。上記以外に、日本通運の「宿泊を伴う国内の作業出張および宿泊を伴う自動車輸送業務に関する諸手当等」における食料料の増額、日本通運の社員（地域）退職金規程の一部改定に取り組む。物流業界は、深刻化するドライバ―の不足や高齢化、2030年問題など様々な課題を抱えている。労働条件の引上げが急務と分析している。

②3月18日に合意した。賃金12、000円

一時金年間（夏季・年末合わせて）3・1ヶ月。夏 1・55ヶ月 冬 1・55ヶ月。

3. 他団体の取り組み状況

(1) 連合は、6月1日時点で、2026春季生活闘争の第6回回答集計を行い、以下の結果を発表した。

平均賃金方式で回答を引き出した4、862組合の加重平均（規模計）は16、518円・5・02%（昨年同時期比119円増・0・24ポイント減）となった。300人未満の中小組合（3、391組合）は、12、929円・4・70%（同476円増・±0ポイント）であった。いずれも、額では昨年同時期を上回った。賃上げ分が明確にわかる3、441組合の賃上げ分は11、613円・3・52%（同150円減・0・19ポイント減）であった。

うち中小組合（2、142組合）の賃上げ分は9、924円・3・54%と、額・率ともに昨年同時期を上回るとともに（同413円増・0・03ポイント増）、率では

全体をも上回った。

(2) 国民春闘共闘会議が発表した、26国民春闘共闘第5回賃上げ集計（6月4日現在）による第7回賃上げ集計（31単産・部会での集計）を発表した。

有額回答が示された組合のうち、回答金額が明らかとなっている613組合での単純平均額（一組合あたりの平均）は9、670円となっており、引き上げ率は361組合の単純平均で3・49%となっている。前回調査（5月7日…9、310円・3・34%）からは、360円・0・15%増え、第1回集計（3月12日…8、46円・3・14%）からは、1、024円・0・35%上昇している。

前年同期比（2025年6月5日現在…8、739円・3・26%）ではプラス931円・0・23%となっている。

加重平均（組合員一人あたりの平均）は10、211円・3・23%となり、前回調査（8、668円・2・77%）から1、543円・0・46%増え、第1回集計（8、106円・2・74%）から2、105円・0・49%上昇した。前年同期（8、337円・2・79%）との比較では1、874円・0・44%上回った。

前年最終集計（2025年7月3日…単純平均9、280円・3・31%、加重平均8、468円・2・85%）を単純平均・加重平均ともに上回る結果となっている。

4. たたかいの総括

(1) 賃金引き上げのたたかい

2026年春闘を取り巻く情勢としては、第一に、物価高騰と実質賃金低下があげられ、政府は「賃上げと成長の好循環」を掲げているものの、物価上昇に賃金改善が追いつかず、労働者の生活実態は依然として厳しい状況に置かれていた。

特に、港湾・運輸産業では、昼夜を問わない勤務や休日労働など厳しい労働環境が続き一方、特に地方港では、若年労働者の確保や定着は極めて困難となっている。

連合などの集計では5%台の回答も示されたが、その多くは大手企業中心であり、中小・零細企業や関連下請事業者への波及は不十分であった。港湾現場においても、企業規模や地域による格差が依然として存在している。

第二に、港湾産業では、慢性的な人員不足、高齢化、技能継承問題が深刻化している。加えて、長時間労働、夜間荷役負担、人員不足による過密作業も各港で常態化しており、港によっては、日曜荷役の中止や夜間荷役の制限で対応している。また、安全対策の遅れなど、現場では多くの課題が山積している。

また、港湾DXや自動化・遠隔操作などの議論がすすめられているが、効率化のみを優先した施策は、安全や雇用、技能継承に重大な影響を及ぼす危険性をはらんでいる。

全港湾は、「効率化ありきではなく、労働者の安全と雇用確保を前提とすべき」との立場から取り組みをすすめたが、一方で、深刻な人員不足を背景に、自動化・機械化を求める声も強まっている。特に地方港はコンテナ船の対応だけでも精一杯であり、在来船への手が回らないといった状況下にある。

第三に、港湾運送事業をめぐる、ダンプینگ問題や適正料金收受の課題、監督行政の弱体化など、産業政策上の問題も引き続き存在している。

また、特定利用港湾問題やカーボンニュートラル政策、石炭火力発電所休廃止問題など、港湾労働者の雇用と地域経済に大きく関わる課題も浮き彫りとなった。

全港湾は春闘を通じて、単なる企業内交渉にとどまらず、港湾政策そのものを問う運動として取り組みを強化してきた。

そういった中、第47回中央委員会において、基本給一律40、000円要求、労働条件改善、初任給改善、継続雇用時賃金改善、長時間労働是正、要員確保、育児・介護制度改善などを柱とする「たたかう26春闘方針」を確立した。

特に、4万円要求については、物価高騰と生活実態、港湾産業の人材確保危機を踏まえた要求として提起され、「人が集まる港湾産業」の実現に向けた産別としての強い意思を示すものとなった。

全港湾は、全国港湾との共闘のもと、中央港湾団交・地方港湾団交を軸に産別統一闘争を展開し、各地方・支部では、賃上げ要求を主軸に初任給改善、諸手当改善、労働時間短縮、安全対策、非正規・関連労働者処遇改善などを掲げ、粘り強い交渉を展開した。

また、統一回答指定日を設定し、スト権確立、労調法手続き、統一ストライキ指令など、産別として統一した闘争体制を構築したことは重要な成果であった。ストライキ体制の確立ではスト権投票において高率の賛成を得て、統一ストライキ体制を確立し、4月11日の24時間ストライキ指令、さらには夜荷役拒否を含む実力行使体制を構築したことは、産別統一闘争の力を示すものであり、各地方・支部の粘り強い交渉を支える大きな力となった。

ここに全国港湾統一行動との連携を維持し、闘争体制を最後まで堅持したことは大きな意義を持つが、終盤においては、他の単組に賃上げ状況に合わざるを得ない状況となったことも事実であるし、組合員にとって十分納得感のあるたたかいであったのかという課題も残された。

2025年末に発生した青森県東方沖地震では、東北地方本部を中心に迅速な対応が行われた。被災状況の把握、行政への申し入れ、港湾機能の早期復旧に向けた取り組みなど、産別としての連帯と支援が進められた。このことは、近年、自然災害が頻発する中、港湾インフラの脆弱性と災害時における港湾機能維持の重要性が改めて浮き彫りとなった。

賃金引き上げの成果でみると、2026年春闘では、多くの分会で有額回答を引き出し、一定の前進を勝ち取ったと言える。速報分会では回答平均4%台を確保し、統一妥結水準に迫る成果となった。特に、若

年層賃金改善、トラック職種の最低賃金の引き上げ、一時金改善、60歳以降の賃金改善など、各地方・支部で前進回答がみられた。

一方で、港湾産業では「人が辞めていく産業構造」が深刻化しており、単なる企業努力だけでは解決できない段階に至っている。適正料金収受のガイドラインや公正取引、監督行政強化など、国の責任による産業政策が不可欠であるが、まだ十分なものはなっていない。

全港湾は、今春闘で明らかとなった課題を踏まえ、大幅賃上げの継続、石炭荷役や国際コンテナ・バルク戦略港湾による港湾政策確立、要員確保と技能継承、長時間労働是正、港湾産別においては、正常な労使関係構築、産別統一闘争強化に引き続き取り組みなければならない。さらに、軍拡や憲法改悪、労働法制改悪の動きなど、平和と民主主義を脅かす情勢に対しても、労働組合として引き続き反対の立場を明確にし、社会的役割を果たしていかなければならない。

2026年春闘は、港湾労働者の生活と権利を守るとともに、港湾産業の将来を守るたたかいであった。厳しい情勢の中でも、全国の仲間が団結し、産別統一闘争を貫いたことは大きな成果であったが、主軸ともいえる港湾産別においての意思疎通、考え方の乖離も見られることも事実である。しかしながら、港湾産業を取り巻く危機はさらに深刻化しており、「魅力ある港湾産業」「安心して働き続けられる職場」を実現するためには、今後も継続した取り組みが必要である。

今後も現場実態に根ざした運動と産別統一闘争を強化し、港湾労働者の生活と権利、そして物流・港湾の公共性を守るため、全国の仲間とともに引き続きたたかいをすすめていくことが求められている。

(2) 労働条件引き上げのたたかい
労働条件改善の取り組みでは、各地方・支部において、労働条件改善や到達闘争に向けた取り組みがすすめられた。北海道地

本では、2026年4月より厚生一時金の支給率（60歳以降）を現行65%から100%と4週8休（分母141）とする協約を締結し、日本海地本では、数年にわたる粘り強い交渉の結果、賃上げ額の60歳以上全額配分やトラック職種における最低賃金を勝ち取った。また、横浜支部でもトラック職種における賃金条件の引き上げなどで成果を上げている。

65歳定年（就業規則の変更）は少ないが、継続雇用において退職時の100%賃金の獲得を達成した分会が大半を占めつつある。しかし達成していない分会も見られ、人員不足の現状と働かざるを得ない組合員のためにも更なる取り組みが急務である。

Ⅲ. 夏季一時金闘争たたかいの経過と総括

1. たたかいの経過

- (1) 3月19日、第5回中央執行委員会（闘争委員会）において、24―25年運動方針の下、夏季一時金闘争方針について、検討を行った結果、昨今の中東情勢での物価高騰が予想される中、要求額は昨年同期の額・率以上とするものの確認を行った。
- (2) 3月23日、第5回中央執行委員会の確認に基づき、夏季一時金闘争について次のとおり指示書を発出した。
1. 要求額は昨年同期の額・率以上とする。
 2. 要求提出日は6月上旬とし、解決目標を6月下旬とする。
 3. 要求書の作成、争議予告の手続きは各地方で行う。

- (3) 2026年7月1日現在、26年夏季一時金闘争での有額回答が開始した。第1回集計では、速報分会151分会中、39分会に有額回答が出ており、そのうち32分会が妥結に至った。回答額平均は509、925円で率にして1・65となっている。

(4) 回答状況と妥結結果

① 7月13日に行なった、2026年夏季一時金の最終集計では、速報分会151分会中、130分会に回答が出され、126分会が妥結に至った。金額的に、回答平均額は520、106円（昨年同期515、584円）となり、昨年を4、522円と若干上回っている。

妥結平均額は、525、811円（昨年同期526、046円）と、昨年同期を235円下回った。

② 闘争分会では、281分会中、235分会に回答が出され、獲得額は、517、094円（昨年最終集計額502、839円）と、昨年を22、807円上回っている。そのうち妥結に至った分会は、227分会あり、妥結額平均は525、646円（昨年同期523、663円）と、昨年を1、983円上回った。

③ 職種別でみると、港湾職種の回答額平均は、545、603円（昨年最終集計額533、205円）と、昨年を12、398円上回り、トラック職種の回答額平均は、394、777円（昨年最終集計額353、829円）と、昨年を40、948円上回った。一般職種の回答額平均は、392、672円（昨年最終集計額476、042円）と、昨年を83、370円下回った。

*加重平均のため、バラつきはあるが昨年最終集計額からは若干上回っている。

2. 港湾関係労組の取り組みと回答状況

(1) 7月13日の時点で、全国港湾でのまとめが出ていないため、報告は割愛する。

3. 他団体の取り組み状況

- (1) 経団連は「2026年夏季賞与・一時金 大手企業業種別妥結状況」の第1回集計結果を公表した。この調査の対象は、原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社で、今回の結果は集計可能

な112社の結果となっている。

これによれば、夏季賞与の総平均は、前年比1・88%増の1、008、706円となり、はじめて100万円の大台に乗った。これを業種別で見ると、製造業は前年比1・63%増の1、060、434円、非製造業は4・01%増の864、712円となっている。

大企業では生産性向上による労働分配率の低下が続いており、こうした原資が確保できているが、中小企業では生産性がなかなか上がらない状態が続いていることから、その格差は拡大を続けている。

(2) 連合による2026春季生活闘争 第7回（最終）回答集計による一時金獲得状況は、フルタイム組合員（年間型／季別型）では、年間一時金（加重平均）は、1、776、402円で、昨年の1、650、685円を125、717円上回っている。

季別では、816、090円で昨年の772、523円を43、567円上回っている。

4. たたかいの総括

2026年春闘では、大手企業を中心に高水準の賃上げ・一時金回答が続き、物価高への対応や人材確保を背景として、昨年に引き続き比較的高い水準の回答となった。一方で、その成果が中小企業や地域経済へ十分に波及しているとは言えず、企業規模間の格差は依然として大きな課題となっている。

特に中小企業では、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、人件費の上昇分を価格転嫁できない企業も少なくはなく、経営環境は厳しい状況が続いている。その結果、大手企業では過去最高水準の一時金を支給する企業が見られる一方、中小企業では一時金の伸びが限定的、あるいは前年並みにとどまるケースも少なくない。

港湾・物流産業においても、荷動きや企業収益には一定の改善が見られるものの、その恩恵は企業間で大きく異なっており、元請・大手事業者と中小事業者との収益格差、適正な料金・運賃への転嫁の遅れ、慢性的な人手

不足などが重なり、労働条件の改善にも格差が生じている。

こうした状況のもと、26年夏季一時金闘争は、組合員の生活を守るため、物価上昇に見合う実質賃金の確保と、一時金水準の改善を目指して取り組み、一部では前進回答を引き出したものの、企業規模や経営状況による格差が改めて浮き彫りとなり、特に中小零細企業では、適正料金の収受が完全にはできていない中で、大企業以上の労働分配率で人員不足を補う防衛的な賃上げに息切れ感が表れており、産業全体の底上げにはなお課題を残した。

今後は、大手企業の成果を産業全体へ波及させることが重要であり、そのためには、適正な港湾料金・物流価格の確保、公正な取引環境の実現、価格転嫁の徹底を通じて、中小事業者の経営基盤を強化するとともに、すべての港湾労働者の賃金・一時金の底上げを実現する取り組みを一層強化していく必要がある。

Ⅳ. 主な闘争課題の経過（今日までの経過）

1. 労働条件引き上げのたたかい

全港湾の各地方・支部は、第95回定期全国大会及び第47回中央委員会で確認された、たたかう方針の下、25年秋年末闘争と26年春闘闘争、夏季一時金闘争と大衆議論を踏まえて労働条件引き上げ、並びに諸要求を到達闘争としてたたかってきた。

(前述、Ⅰ. 秋年末闘争 Ⅱ. 春闘闘争 Ⅲ. 夏季一時金闘争の経過を参照)

2. 合理化反対・雇用保障のたたかい

- (1) 日興サービス分会闘争（全国闘争・全国港湾の取り組みを含む）
① 7月17日、全国港湾の指定事業体部会が開催され、24春闘協定・25春闘協定の履行に向けてフリートーンキング形式

で意見交換を行った。

その後、討議を行い、以下のことを確認した。

ア) 24春闘協定・25春闘協定の履行に向けて部会で提起された意見や指摘事項については、7月29日に開催する労使協議の場において追求していくことを確認した。

イ) 具体的には、指定事業体の労働条件向上と港湾労働者年金適用の課題の追求を確認した。

ウ) 今後も労々間による内部協議を粘り強くすすめていくことを確認した。

エ) 料金収受問題については、業側から意見を充分聞きながら労使協議の中で披歴し合っていくこととする。

全港湾としては、指定事業体に免許を持たせ、産別の労働条件の履行と、港湾労働者年金適用事業者にさせる取り組みをすすめていくことの提起を行ったが、他労組より「新免は許されない」、「議論を尽くすべきだ」等、反対とする意見が出され、理解を得られなかった。

② 2月11日、指定事業体日興サービス分会オルクを名古屋支部にて行い、全港湾及び全国港湾の中央委員会で確認された、日港協への抗議行動についての打ち合わせを行った。

③ 2月13日、全国港湾の日港協抗議行動に合わせて、指定事業体の問題早期解決を訴え、同時にピラ配布行動に取り組んだ。

④ 3月13日、前回に続き全国港湾の日港協抗議行動に合わせて、指定事業体の問題早期解決を訴え、同時にピラ配布行動に取り組んだ。

⑤ 4月3日、日興サービス分会職場集会が開催され、本部より松永書記長と全国港湾より竹内委員長が闘争オルクを行った。職場集会では、松永書記長より全港湾26春闘の回答状況と日興サービス分会での0回答を受け、今春闘での分会賃上げ交渉は本部書記長も交渉へ参加すること、0回答の背景には料金問題があ

ることから、産別の力も必要となること
が報告された。

また、指定事業体問題が解決に至って
いない状況とこの間の日港協抗議行動も
踏まえ、26春闘期間中の解決は大変難
しいことが報告された。

全国港湾の竹内委員長からは、個別賃
金については口出しできないが、各単組
の大幅賃金引き上げに向け、産別として
出来得ることをやっていくとの表明がな
された。

最後に、上條分会長から、「昨年の額
では絶対に終わらせない」決意と名古屋
での日検への抗議ビラ配布行動も積極的
に行っていくとの決意表明がなされ、団
結カンパロウで締めくくった。

⑥5月12日、日興サービス分会での3、
009円の回答を受け、分会賃上げ交渉
に本部書記長が参加した。

⑦6月1日、賃上げ折衝が開催され、組合
側より大幅修正回答を求めたが、26年
度事業計画の中で出した回答（3、00
9円）であり、事業計画は修正できない
として、上積み回答は出なかった。やは
り事業計画での料金収受が出来ていない
ことが交渉の場で浮き彫りとなったた
め、適正な料金が取れていないことは全
国港湾へ訴えていくしかないということ
を会社に伝え折衝を終了した。

(2) 能代闘争（全国闘争）
①特になし

(3) 労働者供給事業の取り組み
①6月30日付けで、ひたち支部、宮古支
部の事業所廃止届を東京都労働局に提出
した。ともに中央本部の労働者供給事業
の廃止届を6月30日付けで提出し、受
理された。

②3月30日、伊藤彰信前顧問より、労働
者供給事業に関する著書が本部へ届い
た。この本を各事業所へ配布することか
ら常任の確認において購入し、5月13
日に開催される、労供対策会議に講師と
して参加していただくことを願いまし
た。

③7月2日、令和8年度労働者派遣事業適
正運営協力員会議が東京労働局海岸庁舎
にて開催され、次の報告があった。

ア) 適正運営協力員制度及び相談状況に
ついて

イ) 労働者派遣事業の許可・届け出状況
について

ウ) 労働者派遣事業指導監督状況につ
いて

エ) 派遣労働者の同一労働同一賃金に係
る改正の概要について

その後、意見交換を行い、終了した。

(4) 労供労組協の取り組み

①12月14日～15日にかけて、労供労
組協「2025秋の学習会&幹事会」が
マホロバマインズ三浦で開催された。鈴
木誠一議長の開会の挨拶の後、各組合か
ら事業報告を受けた。その後、公務労供
運動の可能性と課題をテーマに、各組合
から現状報告と課題等が提出され、2日
間にわたって討議を行った。

②3月6日（金）日港福会館2階会議室に
おいて第40回総会が開催された。総会
では秋の学習会の報告や公務労供の組織
化などの準備の取組を確認し、各組合の
取組報告を確認した。また、26年度役
員体制が承認された。全港湾は幹事の2
名と関東地方3名が参加した。

3. 労働災害防止と福利厚生 の充実強化

(1) 9月16日に第28回、30日に第29
回のじん肺部会が厚労省にて開催された。
医師がじん肺を診断する上で誤診や見落
しなど間違わないために使われる「じん肺
ハンドブック」が約50年ぶりに改訂され
る。神奈川勤労者医療生協春田医師と所属
する職業性呼吸器疾患・有志医師の会など
が危惧する意見や要望等を労働側として発
言し改定に反映させることが出来た。この
後、成案についてパブリックコメントを行
った後に、第30回を12月開催予定で再
検討が行われ、第31回を来年3月開催予
定のじん肺部会の確認で改訂される。

4. 労働者の権利と組織攻撃 に対するたたかい

(1) 10月31日、東京地裁において関西生
コン支部による国賠訴訟の判決が言い渡さ
れた。地裁判決はいずれも「原告の請求を
棄却する」とのもので検察、警察の不穏当
な取り調べや長期勾留を認めるものの原告
の権利の主張を一つも取り入れない不当判
決であった。

5. 国民的諸課題のたたかい

(1) 中央社会保険保証推進協議会の取り組み
①現時点でなし

6. 反戦、反核、平和と 民主主義、環境を護る たたかい

(1) 7月26日、「被爆80周年原水爆禁止
世界大会・福島大会」が開催され、東北地
方より2名（本部動員）が参加した。

(2) 8月4日～6日にかけて、「被爆80周
年原水爆禁止世界大会・広島大会」が開催
された。

なお、全港湾からは関西地本2名（本部
動員）が参加した。

(3) 8月7日～9日にかけて、「被爆80周
年原水爆禁止世界大会・長崎大会」が同大
会の実行委員会の主催で開催された。

7日の開会行事は「長崎ブリックホー
ル」で開会され、悪天候で飛行機や鉄道の
遅延などもあったが、約1、000人が参
加した。主催者を代表した川野浩一・共同
実行委員長のあいさつでは、自身が5歳で
被爆した経験を振り返りながら、しかし悲
惨な歴史的事実と痛切な反省が忘却させら
れつつある危険な日本の現状を指摘されて
いた。

2日目の8月8日は、6つの「分科会」
のほか、「ひろば」、「フィールドワーク」
が行われ、全港湾は第2分科会の「平和と
軍縮Ⅱ 日本国内の動き」に参加し、「戦
争できる国づくり」から「戦争する国」へ
と、日本政府による軍備拡張が進められて

いること、戦後80年を迎えた今日、沖縄
・九州・南西諸島のみならず日本全土を巻
き込んだ基地機能強化がすすみ、その先に
改憲を実現し、先の戦争の反省を基に築き
上げてきた「平和主義」の方針転換を図ろ
うと目論む勢力があることを学んだ。

最終日の8月9日には、閉会総会が長崎
県立総合体育館アリーナで開催され、猛烈
な降雨のなかだったが、約870人の参加
があった。米村豊・現地実行委員長からの
主催者あいさつでは、核使用の危機が高ま
る世界情勢を踏まえつつ、「核抑止」の虚
構性を指摘され、核廃絶に向けともにがん
ばる決意が表明された。続いて谷雅志・事
務局長が3日間にわたる長崎大会全体につ
いての総括があり、第28代高校生平和大使
と高校生1万人署名活動のメンバーが登
壇し、それぞれの思いが述べられた。

最後に「大会アピール」を全体で確認
し、集会を終了し、悪天候のため「非核・
平和行進」は中止となり、参加者はそれぞ
れ爆心地公園に移動した。爆心地公園で
は、原水禁を代表して川野浩一・共同実行
委員長が慰霊碑に献花され、幸い11時2
分には雨も上がり、多くの人びととともに
長崎の、広島の前爆犠牲者、そしてすべて
の核被害者の皆さんに黙とうを捧げた。

今回の大会には、中央本部1名、九州地
本2名、長崎県支部19名（本部負担）、
各地方からのオブ参加5名、総数27名が
参加した。

(4) 9月23日、東京、代々木公園にて「さ
よなら原発9・23全国集会」が開催さ
れ、関東地本から20名（本部動員）が参
加した。

(5) 9月28日、「JCO臨界事故26周年
集会」が茨城県東海村で開催され、東北地
本より2名（本部動員）が参加した。

(6) 10月3日～5日、「平和フォーラムピ
ーススクール」が広島で開催され、東海地
方から2名（本部動員）が参加した。

(7) 11月8日～11月10日にわたり、憲
法理念の実現をめざす第62回護憲大会
「戦後80年未来につなぐ平和憲法」が神

奈川県横浜市にて開催され、横浜支部から
2名（本部動員）が参

(8) 3月4日～7日にかけて、2026年フ
クシマ連帯キャラバンが開催された。初日
の結団式では各単組自己紹介から始まりキ
ャラン隊の決意表明が行われた。

二日目は、現地視察として福島県浪江町
津島地区に移動したが、震災から15年経
過した現在も高放射線量による影響で手が
付けられない状態の母家が当時の姿のまま
残っていた。視察後地元原告団の方々と意
見交換会が行われ、キャラバン隊から活発
な質問が挙げられた。その後、東日本大震
災原子力災害伝承館を視察し二日目の行程
を終えた。

三日目は、茨城県自治体への要請行動と
して、三班に分かれ茨城県15各市町に対
し要請行動を行った。各市町に於いて対
応、対策に大きなバラつきがあり再稼働に
対する考え方も様々であると感じた。総括
会議終了後は最後の夜ということもあり懇
親会にておおいに盛り上がり更なる団結の
強化が出来た。

最終日は、東京代々木公園で開催され
た、「とめよう原発3・7全国集会」に参
加し、キャラバン隊がステージに結集し団
長より決意表明、キャラバン報告を行い、
全四日間の行程を無事に終えることが出来
た。

なお、今回の通しでのキャラバン隊参加
者は、本部動員9名。

(9) 3月7日、代々木公園において、「とめ
よう原発3・7全国集会」が「さよなら
原発1、000万人アクション実行委員
会」を含めた9団体で構成した、「3・7
脱原発全国集会実行委員会」主催で開催さ
れた。

2026年3月の「東京電力福島第一原
発事故」から15年を迎えたが、あの事故
は、原発の危険性と、福島の人々の生活を
根底から揺るがす深刻な被害をもたらし
た。しかし、いまだに約5万人以上が避難
生活を余儀なくされ、震災関連死は2、3
00人以上にのぼっている。この事実を前

に、「原発は安全」といったい誰が言える
のかを社会に問う集会となった。

今集会のテーマは、「事故は終わってい
ない」「地震大国に原発はいらない」「原発
ゴミ問題を問う」「エネルギー政策を問
う」の4本柱で構成され、政府が「原発の
積極活用」へと舵を切った今だからこそ、
私たちは声をあげ続けなければならないこ
とを確認した。

全港湾からは、フクシマ連帯キャラバン
がリレートークに登壇し、代表して小名浜
支部高木青年部員（キャラバン代表者）が
力強い訴えを行った。その後、会場内で鈴
木委員長より、キャラバン隊へのねぎらい
と青年部へ期待する言葉がかけられ、全国
からの参加者による感想・思いの発言を受
け、キャラバンの成功を確認した。

その後、パレード（原宿↓外苑前）に参
加し、終了した。なお、今集会には8、5
00人の参加があり、全港湾からは本部動
員20名、中央本部2名、オブ参加者14
名、キャラバン隊本部動員9名、オブ3名
の総勢48名が参加した。

(10) 5月15日～18日、「第49回5・1
5平和行進」（主催・同実行委員会）が開
催され、全港湾から、各地方青年部（全港
湾52名、全日建連帯6名、全国一般10
名）と沖縄地本から（17名）の総勢8
5名が参加した。

15日には、全国結団式が那覇文化劇術
劇場なはーと大劇場にて開催され、行進団
正副団長から決意表明がなされた。

沖縄が日本に復帰して54年となる今年
は、読谷村陸上競技場から出発する嘉手納
基地コース（12・2キロ）と、宜野湾市
の嘉数高台公園を起点とする普天間基地コ
ース（11・7キロ）を行進し、いずれも
北谷町のAGREDOーム北谷を目指した。

（全港湾は嘉手納基地コース）嘉手納基地
コースでは、「復帰54年5・15平和と
くらしを守る県民大会」（同実行委員会主
催）が開催され、2、0500人（主催者発
表）が集まり、沖縄で進む自衛隊の配備強
化や高市政権による改憲の動きを許さず、

県民の生活の安定と安全を確保するため、基地のない沖縄、戦争のない平和な世界の実現を誓い合った。

参加者の拍手で採択した大会宣言では、名護市辺野古沖で船2隻が転覆し、同志社国際高（京都府）の女子生徒ら2人が死亡した事故について言及。「高校生が犠牲になった原因として、当日の出航判断を含む安全管理全体に問題があることは明らか」として、「その責任に正面から向き合ったうえで、その謝罪と補償が不可欠であり、真摯な対応が必要だ」と記した。

今回の行進では、右翼の妨害が激しく、スムーズな行進とはいかなかったが、隊列を乱さない行進が見られた。

17日には、沖縄タイムズ阿部岳記者によると、「沖縄の最前線化と私たち」と題した学習会も開催され、その後、戦跡の視察も行われた。

(II) 4月24日、フクシマ連帯キャラバンの総括会議が東京都連合会館で開催され、千葉中執青年部担当と東北地本青年部2名が参加した。

総括会議は事前学習会の取り組みや、行動全体としての統一感の出し方、福島行動でのフィールドワークの時間内容の見直しなど、反省点や参加者の意見を反映し、来年度につながる行動について、活発な意見の上、総括とした。

7. 選挙闘争

(I) 2026年1月27日公示、2月8日投票により実施された第51回衆議院議員総選挙について、その経過と結果を以下のとおり総括します。

① 選挙時の社会・経済情勢

本選挙は、36年ぶりとなる2月の真冬に実施され、日本海側を中心とした記録的豪雪・寒波の影響下で行われました。また、急激な物価上昇と実質賃金の低迷、エネルギー・食料品価格の高騰により、国民生活は深刻な状況に直面していました。

本来であれば、国民生活をいかに守る

かが最大の争点として問われるべき選挙でした。

② 衆議院解散の問題点

高市政権は、2026年1月23日の第220回通常国会冒頭において、国民生活を支えるための予算審議を後回しにし、突如として衆議院を解散しました。

これは前回総選挙から約1年2ヶ月、在任454日という戦後最短の解散であり、極めて異例なものです。政策実績や十分な国会論議を経ることなく行われた今回の解散は、国民生活よりも政権維持を優先した政治姿勢の表れであり、国会軽視との批判を免れません。

さらに、「政治と金」の問題、旧統一教会との関係、外交発言をめぐる批判など、政権に対する追及を回避する意図があったとの見方も強く、「解散の大義」が示されないまま、約600億円の公費を投じて総選挙が実施されたことは重大な問題です。

③ 野党再編の経過と課題

本選挙に際し、立憲民主党は公明党の一部議員と合流し「中道改革連合」を結成しました。しかしながら、この決定は解散直前の極めて短期間のうちに党執行部主導で進められ、従来の支持労組や市民に対する十分な説明と合意形成を欠いたものでした。

また、沖縄では、これまで政党間での調整を重視し、「オール沖縄」枠によるたたかいが重要視されてきましたが、2区の現職議員（全港湾支持）が社民党を離党したのに対し、社民党県連が独自候補者を擁立した結果、票を割ることとなり、自民党に惨敗する結果となりました。

このような結果、組合員および現場においては、政策的一致の度合いや合流の意義に対する疑問が広がり、支持基盤の動揺を招いたことは否定できません。

④ 選挙結果と政治状況の変化

選挙の結果、与党が圧勝し、特に自由民主党は単独で316議席を獲得する歴史的な大勝となりました。

これにより、政府提出法案の成立は事実上制約を受けない状況となり、さらに憲法改正の国民投票発議に必要な勢力が形成されるなど、日本の政治は大きな転換点を迎えることとなりました。

⑤ 野党勢力の後退と新興政党の台頭

既成野党は軒並み議席を減少させる一方、新興政党が躍進する結果となりました。とりわけ中道改革連合は大幅に議席を減らし、従来の支持層の理解を十分に得られなかったことが大きな要因と考えられます。

また、野党勢力の分散と対抗軸の弱体化が、結果として与党の圧勝を招いた側面も指摘できます。

⑥ 選挙戦の特徴と課題

今回の選挙においては、政策論争よりもイメージや感情に訴える手法が前面に出され、SNS等を通じた印象形成が大きな影響力を持ちました。

その結果、有権者、特に若年層において、政策内容よりも印象や雰囲気に基づいて投票行動が左右される傾向が見られました。これは政治のポピュリズム化を一層進行させるものであり、民主主義のあり方として看過できない課題です。

⑦ 全港湾の取り組みと到達点

全港湾中央本部は、第47回中央委員会において本選挙を春闘前段の重要な関いとして位置付け、方針を確認しました。しかしながら、突然の解散と春闘準備の時期が重なったことにより、十分な選挙体制を構築するには至らず、結果として各地方組織の対応に依拠する状況となりました。

また、全港湾政策推進議員懇談会に所属する議員の落選により、政治的基盤が大きく後退する結果となったことは重大です。

⑧ 今後の課題と決意

今回の選挙結果を踏まえれば、「憲法擁護」「反戦平和」「反原発」「雇用と職域の確保」といった全港湾の基本的立場は、今後一層厳しい状況に直面すること

が予想されます。

しかしながら、このような情勢下においてこそ、運動を後退させることなく、政治との関係を再構築し、政策実現に向けた取り組みを一層強化することが求められます。

全港湾は、「七転び八起き」の精神のもと、組織の総力を結集し、今後の運動をさらに前進させていきます。

V. 港湾労働者のたたかいの経過（今日までの経過）

1. 港湾における制度政策闘争（全港湾）

(I) 10月22日～23日にかけて、第1回

地方港対策会議が開催され、冒頭、鈴木誠一委員長より、「政治の世界が混沌として、女性の総理大臣が誕生したが、労働組合としては、闘いにくい政権が誕生した。また連立政権には平和を掲げる公明党ではなく、改憲主義の維新が連立政権に参画したことはたいへん危惧される」との挨拶を受けた。

次に、第1議題…中央本部報告では、以下の課題が松永書記長より報告された。

①年末年始例外荷役の今年度の対応について

②日港協による地裁判決（所謂独禁法問題）に対するこの間の取り組みについて

③放射線検査に係る暫定確認書の見直しに関する課題について報告を受け、意見交換を行った。

次に、第2議題…特定利用港湾による港湾への影響とこれからの取り組みについて、橋崎副委員長より、資料に基づいて特定利用空港・港湾の現状と課題について講義が行われ、意見交換を行った。

2日目は、主に、「特定利用港湾」や「災害対応」などを中心に各港報告があり、各地方報告に対する意見交換を行った。

最後にまとめとして、

① 特定利用港湾

- 防災と有事を線引きした対応が必要である。

- 訓練なども含め、情報の共有が必要ではないか

- 省庁の交渉も含め、国会議員との連携し、理解をもとめ対応する。

- 災害有事については、協力する。しかし、戦争有事の場合は協力できない（やらない）と主張する。

② 災害対策

- 中央で省庁に対する要請や集約を行うが、実践するのは、各地区・港である。情報を共有し、組合員の命を守る取り組みを継続する。

- 避難指示・退避命令など現場の混乱を避けるためのも明確にし、実践しなければならない。

③ 地方港について

- 働き方や方向性も含め地方港として考え方をまとめ、全国港湾で発信しなければならない。

以上の確認を行うとともに、今回の議論を港湾議員懇談会につなげていくことを合わせて確認した。

(2) 12月10日、「常陸那珂港事前協議案件」について、ひたち支部より相談のため来本があった。案件は上組が新たにトヨタの新車を扱うこの新規案件（軽微案件）で、当該労使において、「スバルの誘致の際の線引き」があることから、新車はさせないとの整理で収まったが、中央事前協議会でも「くぎを刺して」との要請があり、全国港湾とも内容確認を行い、対応することを確認した。

(3) 12月24日、中央本部として、青森県東方沖地震において被災した八戸港の地震支援について、全国港湾と共に各省庁へ地震支援要請を行った。

国土交通省港湾局では、海岸・防災課佐々木課長が対応され、「東北地方整備局からの報告も受けている。国としてもできる限りの支援を行いたい。」との言葉をいただき、厚生労働省職業安定局では、建

設・港湾対策和田山室長が対応され、「地区の労働局とも連絡を取り、対応していきたい。」との回答をいただいた。

(4) 3月6日、清水、四日市、博多港で構成する三港会議が開催された。主な議題は26春闘の経過と今後の取り組みについて、自動化・機械化について、人員不足対策について、議論を行った。

(5) 6月11日、第2回地方港対策会議が田町ロジック湾で開催され、第1議題として、R T G遠隔操作に関する意見交換について報告された。意見交換会は、R T G遠隔操作化事業導入対象13港の代表者を招集し、中央確認書に基づく、人員体制や雇用問題維持・6大港と地方港の現状について報告がなされた。各地方港からは、人員不足の中で、土日の不稼働や夜荷役の断念など発言があった。今後は、非公式ではあるが、全国港湾常任に全港湾の意見を聞いていただき、最終的には各種確認書の見直しにつなげていきたい旨の報告もあった。

第2議題では、地方特別報告として東北地方と四国地方より次の報告があった。

【東北地方 小名浜港における三菱マテリアル精錬所閉鎖について】

2026年3月25日に三菱マテリアルの小名浜製錬所の事業縮小を公表した。小名浜製錬所については、従業員の半数である300名へ早期退職を募る。関連企業・下請け企業を含めれば、1,000名以上の雇用に影響が出る事が予想されている。三菱ケミカル小名浜工場においても2027年3月で事業閉鎖する。港湾物流に従事する労働者にも波及するなど小名浜地域全体に深刻な影響が及ぶことは明らかである。

【四国地方 坂出港における三菱ケミカル撤退について】

坂出市番の州工業地帯に立地する三菱ケミカル香川事業所における製鉄用コークス及び炭素材事業からの撤退発表は、地域経済・坂出港における港湾労働にも重大な影響を及ぼす事態になっている。同事業所

は、1969年の操業開始以来、地区における石炭輸入の中核を担い、ピーク時には、年間約500万トンの石炭を取り扱うなど、地域産業と港湾機能を支えてきた。しかし、減産が続き、2026年2月の事業撤退発表により、三菱ケミカル(株)香川事業所従業員約300名に加え、関連企業、港湾事業者、そして私ども組合員約40名に雇用に影響を及ぼす見込みになっている。

【沖繩地方 有事想定に係る自衛隊の荷役訓練の動向】

2026年2月「自衛隊が自身による荷役訓練を5月中旬に予定している」と、港湾事業者から情報を受けた。労働組合は訓練をさせない事を前提に事業者を通じて警告し、事前協議の申請を催促した。事業者を通じて「在来船を予定するが備船先が決まっていない」として事前協議申請を拒む回答を受けた」が、強行荷役訓練が実施されれば、今後自衛隊関連の協議全てを断ると再警告した。

地区事前協議で「荷役は港湾事業者が行う」事を確認し、自衛隊による荷役訓練を阻止した。自衛隊による荷役訓練については、大手元請が絡んでいる事と、事前協議制度の抜け道を悪用する動きがある。

以上の報告の後、参加者にて意見交換を行った。

次に第3議題の各地方報告として、①年末年始地区協議について、各地方から提出資料を提出してもらい、取り組み報告を行った。②熱中症対策について、各支部の対策グッズも含めて意見交換を行った。

2. 港湾における制度政策闘争 (全国港湾)

(1) 全国港湾第18回定期大会
9月17～18日、第18回定期大会がシーパレスで開催され、熱心な討論を経て

24年度経過報告、25年度運動方針、25秋闘方針及び決算・予算を満場一致で採択した。大会宣言および特別決議、「港湾を兵站基地にするな！一刻も早い戦争の終結を」、「物価高騰から暮らしを守る消費税減税を求める決議」、「港湾産別労使関係の再構築を目指す決議」を採択し、最後に団結カンパニーで大会を終了した。

(2) 25秋年末統一行動

11月5日、25秋年末闘争中央行動として、国交省・厚労省に対して申入れ行動を行った。

申入れ行動に先立ち、全国港湾・港運同盟とで国交省前で意思統一集会を開催した。

11月6日に25秋年末闘争中央行動・日比谷集会を「日比谷コンベンションホール」において開催した。集会には立憲民主党から、近藤昭一議員をはじめ、白石洋一、吉川はじめ、下野幸助、尾辻かな子議員が参加した。また、参議院は本会議を開催中であり、辻元清美議員の秘書、及び森ゆうこ議員の秘書も参加した。国民民主党からは西岡秀子議員、れいわ新選組から大石あきこ議員、日本共産党から堀川あきこ議員が参加した。

集会は前日の国交省交渉、厚労省交渉の申入れについて報告を受けた後、参加された各党の代表から挨拶を受け、若干の意見交換を行い、最後に団結カンパニーで集会を終了した。

(3) 中央事前協議会(省略)

中央委員会・中央執行委員会・他(省略)

(5) 「独禁法」に係る裁判と中央港湾団交について

①9月16日、「独禁法」に係る裁判について、東京地裁は中労委の命令を維持する判決(中労委の勝訴)下した。

主 文：日港協の訴えを棄却

判決要旨：中央労働委員会の判断を維持。日港協は独占禁止法を理由に団体交渉を拒否してはならない。

判決を踏まえ、9月16日(火)16:00より、記者会見を行い、その内容と組合側の産別協議体制を再構築していく運動をすすめていく考え方を表明した。会見には8社が参加した。

②11月26日、日港協不当労働行為事件にかかる東京地裁判決と緊急命令の履行について中央港湾団交を開催した。

組合側は、全国港湾25発第5号の申し入れに基づき東京地裁が発した緊急命令を誠実に履行し、産別交渉体制を維持し、良好な労使関係の再構築を求めることと19春闘での最賃要求に対する回答及び25春闘での最賃要求への回答を求め、同時に地裁への控訴へ抗議し、その理由について業側を追及した。

業側は、「2019年(2月19日付)要求書にある最賃要求である184、500円について緊急命令を尊重し、履行すると回答した。一方で2019年以降の要求については、この短時間では、誤解を与える危険があり、別の機会をもちたい、まだ違う機会においての回答もその状況ならないと分らない」と回答した。

組合側は、控訴した理由と2020年以降の要求についてなぜ回答できないのかについて、回答を求めた。業側は、明確な理由は、現時点では難しいとの回答に終始した。

組合側は、一旦休憩して内部検討を行い、内部検討の結果、2019年要求に対する回答は評価するが、2025年の要求については、26春闘か、それまでの間に回答するよう求め、その要求がかなわない時は、重大な決意をもってあたることとなることを表明し、再び休憩を挟んだ。休憩後、組合側は改めて2019年の最賃の回答について評価したが、今後の対応について組合側も考え方を今一度精査し、取り組み体制を整える時間が必要であり、業側も良好な労使関係の構築に向けて再考し、必要な体制を見直すことを求めた。そして今回の団交を一旦休会することも提案した。

業側は、これを了承して良好な労使関係の再構築について折衝を含めて対応したいとして団交を終了した。

③12月17日、全国港湾は、地裁判決(都労委の救済命令)を不服として控訴したことに対して抗議行動を行った。産別最賃に回答することは「独禁法に抵触する恐れがある」として、19春闘から回答を拒否してきた。地裁の判決を受けて9月16日に全国港湾は中央港湾団交を申し入れた。11月26日開催した団交で、2019年の産別最賃に回答しただけで25年春闘要求を含めて産別最賃に回答しなかった。団交は一旦休会となり、日港協からの折衝の申し入れもなく、不誠実極まりないとして抗議行動を行った。

④1月27日、日港協との11/26開催の中央港湾団交での協議会が開催され、前回の日港協回答(2019年産別最賃要求の満額回答184、500円)について、(仮)確認書を取り交わした。

⑤同日、日港協不当労働行為事件の東京高裁控訴審が開催され、結審となり、判決は3月12日となった。

⑥3月12日、東京高等裁判所は日港協の控訴を棄却する判決を言い渡した。主な経過は以下のとおり。

2015(平成27)年の暮れの労使協議に端を発する、一般社団法人日本港運協会による独占禁止法を口実とする産別最低賃金に関する団体交渉拒否については、不当労働行為(労働組合法7条2号)であるとして2021(令和3)年7月20日付で東京都労働委員会が救済命令を発し、その再審査手続で中央労働委員会が2023(令和5)年12月20日付で救済命令を発し、東京都労働命令を維持したが、日港協はこれを不服とし、中労委を被告にして、救済命令の取消しを求める行政訴訟を東京地方裁判所に提訴していた。

2025(令和7)年9月16日、東京地方裁判所は、原告日港協の請求を棄却する判決を言いしたが、日港協はこれにも不服であるとして、東京高等裁判所に控訴していた。

しかし、昨日(2026(令和8)年3月12日)、東京高等裁判所は日港協の控訴を棄却する判決を言い渡した。

⑦3月13日、日港福会館2階会議室(蒲田)で東京高等裁判所の判決を受けて、全国港湾・港運同盟が合同記者会見を開催した。会見は同席した弁護士から今日の概要の説明があり、記者からは、今後の日港協の上告の可能性や組合側の対応と26春闘への質問があった。この記者会見には一般新聞、業界新聞合わせて7社、及び2団体に参加した。

(6) 労使政策委員会(全国港湾)
①7月29日、小労使政策委員会が開催され、以下の課題について協議確認を行った。

ア) 大阪港のゲートオープンの申請について、大阪港における関西万博に係る渋滞対策として、以下の申請が行われており、第17回中執で確認した通り承認したことを報告・確認した。

イ) ガントリークレーンの遠隔操作実証実験について、第17回中執での確認の通り、横浜港の実験については、遠隔操作のデータ収集を目的としていることから了承することとし、地区港湾とも協議のうえで、地区でもステークホルダーとしての確認を前提として地区版の確認書を締結し、中央においても7月22日付けで確認書の締結を行うこととした。

一方、徳山下松港での実証実験については実機を使つての実験で、雇用への影響が見通せるため、組合側は中央労使だけでなく、当該地区の関係者もステークホルダーとして確認書に明記することが必要で、組合側は強くこれを主張した。

日港協は改めて中国港運協会にステークホルダーとして確認書に明記することを働きかけ、確認書案の成案はそ

の返事を待ったうえで行うこととした。

ウ) 放射線検査に係る暫定確認書の見直しに関する課題について、組合側は、10月末までは現行の暫定確認書の検査体制(内航船については自家検を認める)を継続したうえで、その間に暫定確認書の見直しを行うとの確認を踏まえて、見直し案を提示した。その趣旨は、検査費用は「荷主負担」としていたものを「港湾ユーザーが負担する」とするもので、確認書の締結者も労使政策委員会として、安全に絞った対策ではなく、安全とその対策の担保をも視野に入れた体制とすることを主旨とした。

日港協は、組合案に対し「全量検査・費用負担・検査は廃炉まで」との従来の主張と変わっていないとして、これでは、荷主・船社との協議ができないとした。

日港協は「全量検査ではない案」を検討せざるを得ないとし、組合側は組合案の再検討と本件での対応の再考を求め協議は並行線となり、引き続き協議を行うこととした。

エ) 年末年始に係る諸課題について、日港協・全国港湾・港運同盟の三者連記による「遺憾」の表明(公文)について、日港協は、組合側が提示した原案を検討し、経営労務委員長の承認を得ている段階で、そのうえで日港協案として組合側に提示することとした。

組合側は、日港協の案ができた段階で、事務局間の調整も含め、可及的速やかに成案への手順を踏むことを提起し、これを確認した。

また、すでに公文第91号による争議通告を実行に移すために、OCCL社の本社(日曜・祝日寄港)への抗議行動を行うことを念頭に、まずは、OCCL社への抗議を検討していることを表明し、その原案も提示した。

日港協は、コメントを控えるとし、

OOCL社の窓口を紹介することも無理と断じた。

次に、25年度年末年始荷役例外荷役について、組合側は、本件は25春闘協定に沿って、年末年始例外荷役の対応にあたって時間的制約を受けない段階から協議することが主旨であり、日港協の基本スタンスを問うた。

日港協は、本年度は従来に戻して例外荷役を実施してほしいとの考えで、船社が港湾を選択する際の否定的な要件とならないことが重要とした。

組合側は、あくまでも現段階の考えとしたうえで、次の考え方を披歴した。

i) 基本的には「休日」とする立場で臨む

ii) 例外荷役(ライフライン等)に対応せざるを得ず、出勤する場合の労働条件としては、日給の500%を要求する。つまり、DAY就労+休日出勤割増(1.5) + 精励金1500%(1DAY)である。

iii) コンテナ船は例外扱いとせず、一般的な「ライフライン」を例外として確認するのではなく、丁寧な規定、いわば例外のルール作りが必要である。

日港協は、船社・荷主の強い要望、休日とすることによるマイナスをあげて、例外荷役の実施を強調した。

今回の協議は始まったばかりで労使が主張を披歴し合うにとどまったが、いずれにしても早い段階から具体的な協議を進めることの重要性を確認した。

オ) 指定事業体問題について、組合側から、23・24・25春闘協定が不履行で、問題の解決に至っていないことを指摘し、この問題と同時に、指定事業体の労働条件の向上を目指す取り組みの推進を表明した。その際、解決の見通しが生まれない場合は、抗議行動も辞さない決意であることも付言した。同時に、日港協が立会人となって

部会協議を行ってきた。そうした場も活用しながら、協定履行の促進が緊要の課題と強調した。

最後に、討議の取りまとめとしての次の点を再確認した。

i) 以上の協議は、労使政策委員会の下での「労使政策小委員会」として扱う。

ii) ガントリークレーンの遠隔操作の課題では、中国港運協会への働きかけを日港協が行い、そのうえで、確認書案の検討を行う。

iii) 引き続き協議を密にすすめる意味で、8月25日に、小委員会、或いは、中央労使政策委員会を開催する。

②8月25日、労使政策委員会が開催され、7月29日に開催した中央労使政策小委員会において継続協議とした課題について協議した。

ア) 放射線検査に係る暫定協定の見直しについて

経営労働委員長より、10月末を目途に労使で協議をすすめることを前提に7月29日の労使政策小委員会で労働側の意見を聞いたとしたうえで業側は、「福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題(中古自動車・建機等)に関する暫定確認書(日23・8・17)の廃止の申し入れ書を提出した。

組合側からは、あらためて、労使が「港湾労働者の安全確保のために放射線量検査が必要」とし、安全が担保する(全量検査)を行わない限り、荷役を行なうことは出来ないとした。

また、日港協の申し入れについては労使の認識に乖離がある。放射線量検査の廃止について受け入れることは出来ないことを主張し、労働者の安全を確保するためのコストはユーザーが料金として支払うべきであり、組合案もその趣旨である。よって、内航船の取り扱いも含め、労使が共同で検査実施・検査料金確保の施策を検討していくことを探求すべきと主張した。

イ) 年末年始例外荷役について(別枠協議)

大阪港での強行荷役の問題について三者連記の「遺憾」の文書について、組合案に日港協として修正を加えた文書に合意し、調印作業を行なうことを確認した。組合側(全国港湾)の抗議行動についての報告を行ったが、日港協はコメントを差し控えた。

25年度年末年始例外荷役について、組合側の考え方を披歴した。日港協からは、「25年度年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認(案)」が提案され、是非とも年末年始は例外荷役を行なっていただきたいと要請があった。

組合側は、基本的には「休む」ということは変わっていない。しかし、内部で齊一化が出来ていないのも事実であるが9月中には決着したいと考えている。

業側は、組合が言われることは理解できるが、放射線、年末年始、これらの課題はおおよその事業者が守る、守れるものを労使で協定する事、港運労使がきちんと守れるルール作りをすることが大事であると思うとし、組合側は、重く受け止め、地域の混乱を避けるために早急に条件整備をまとめたかった。

ウ) 指定事業体問題について

組合側から、24春闘・25春闘協定の履行がまだできていない、早急に解決するよう要請した。この問題は、21春闘から解決できていないのが、事実であり、日港協が主体性をもって解決してもらいたいと要請した。

日港協からは、24年8月26日開催の検数・検定小委員会では継続的に関連会社から本体への採用を昨年度も実施し、本年度も実施予定で今後も引き続き実施する予定と聞いているとの回答であったが、あらためて、組合側から関連会社から本体に採用できてい

ないことを披歴し、小委員会等の協議の促進を要請し、日港協は促進を約した。

エ) 労使政策委員会の継続課題の再確認について次の確認を行った。

i) 適正取引のためのガイドライン検討会への対応(料金P/T)

ii) 賃金・労働時間問題専門委員会

iii) 人員不足対策委員会の答申に向けた審議の促進

iv) 労使政策委員会の課題として、インランドデポの視察と特定利用港湾に係る学習会の設定

v) 基金の引き上げに係る、福利と安定協会関係の専門委員会の設置

最後に組合側から、放射線と年末年始の問題は、早急に折衝を行いたいとし、労使で調整した結果、折衝を9月5日に行うこととし終了した。

③10月9日、労使政策委員会が開催され、「25年度年末年始例外荷役について」協議を行った。

業側から昨年度の年末年始例外荷役の協議経緯について以下の説明がなされ、昨年度は結果的に労使合意に至らず、4日間とも例外荷役が実施できなかったが、これは「不稼働を認めたものではない。今年度は日本の港の灯を絶やさぬため、原則として4日間すべて稼働したい」と述べた。また、「人員不足や働き方改革の流れは理解するが、代休制度もあり実労働日数に変化はないはず。したがって従来通りの稼働体制をお願いしたい」と述べた。

また、精励金については2008年以来的の見直しに言及し、改定自体は否定しないが、500%の割増は利用者の理解を得られない。社会通念の範囲での改定なら検討の余地はあるとした。

労側は協定の基本的立場を下記の通り説明した。

ア) 2001年に締結されたフルオープン協定を破棄・改定する意思はない。だが当時と現在の港湾労働環境は大き

く異なる。

イ) 港湾労働に魅力を感じてくれない若者が増え、人員不足が常態化している。年末年始は日本文化としての「休暇」を確保すべきだ。我々は500%の要求を『突出』したものと考えていない。これは過去から継続してきた産別要求の延長線上にある。

ウ) さらに、年末年始稼働の基本的考え方として次の通り提起した。12月31日・1月2日は不稼働とし、1月3・4日は稼働とする。また、休む人と出る人の意思を尊重するべきだ。このように労使双方で意見が交わされ、休憩をはさみながら議論は具体案の詰めに移った。

業側は再度、4日間稼働の確保を強調し、フルオープン協定上、稼働そのものを止めるわけにはいかないとした。ただし、個人ごとに2日以内の稼働に制限することで、休暇と稼働の両立を図ることを提案したいとした。

これに対し労働側は管理運用上の懸念を表明した。『一人2日』をどう管理し保証するのか。地区、地域、個別事業者ごとに混乱が生じるおそれがある。より明確に、12月31日・1月2日を不稼働日と定める形が望ましい」と提起し双方持ち帰り協議となった。

労働側はこの経過を労働委員に報告し、意思の統一を行い、事務折衝へ臨むことを確認した。

14時30分、事務折衝に入り、労働側より以下の課題について再確認を行った。

エ) 1人2日を限度とする稼働

オ) 年末年始4日間のうち例外的不稼働を地区で特定することを可とする。

カ) 精励金の増額

労働側は「昨年度の実態を踏まれば、例外対応を含めた柔軟な運用は理解する」と述べ、業側も「稼働枠を4日間として残しつつ、実質的には1人2日間就労の制限的運用とする」と応じた。最終協議として17時55分再開し、

労働側から最終確認が行われ、業側より次の発言があった。

キ) 「年末年始4日間のうち、1人あたり2日を限度に例外的に稼働できる。この場合、地区(港)労使の協議で、稼働日を特定することが出来る。

ク) 緊急・公共性を伴う貨物は、地区労使協議により決定して実施する。この整理で了承したい。

ケ) 精励金は21,000円を基本合意とする。

コ) ただし法的整理や顧客交渉の関係で文書明記は避けつつ、実質的合意として進める。

以上の確認を行い、双方合意以下の内容を確認した。ただし、議事確認書については、後日事務局間で整理することを確認した。

【合意内容】

* 年末年始(12/31・1/4)のうち、1人2日を限度に例外的稼働を認める。実施については、地区(港)労使の協議で、稼働日を特定することも可とする。

* ライフラインの表現は取りやめ、公共性のある貨物と明記し、例外対象貨物として扱う。

* 精励金は21,000円を基本合意とする。

* 本日、本件に関する議事確認書作成・調印は行わず、事務局間で調整し成案とする。

④5月22日、中央労使政策委員会が開催され、労務委員長より、26春闘(仮)協定が4月28日に合意に至り、その協定に基づく課題整理を行いたいと挨拶があった。

そして、日港協事務局より各協定書の課題に基づく所掌委員会等と進捗状況・予定等を取りまとめた一覧表を組合側に提出し、労使での確認を求めた。その説明の中では、以下を強調し、組合側の意見を求めた。

ア) 協定書2.(1)と6.(3)は「適

正料金の確保」の課題であるので適正料金P／Tで議論したい。

イ)別枠協議として「2026年度の年末年始例外荷役について」と「放射線量検査の見直しについて」の課題がある。

ウ)人員不足対策について小委員会で確認を得たため答申案が労使政策委員会に提出され、その概要を人員不足対策専門小委員長から行われた。

組合側も論点整理したメモ26春闘(仮)協定に当たって組合側が提起したこと、労使政策委員会で確認し、課題解決図るべき事項について準備し、日港協に提出し諸課題の解決促進を図ること、これをふまえた各種専門委員会等での労使協議を図るよう要請した。

あわせて、特に次の課題について強調した。

ア)指定事業体の件は、17春闘協定からの継続課題であり、当該労使間だけでの問題ではなく産別年間ストを通告せざるを得ない状況にきていることを示唆し、背景に料金問題があることを承知して日港協の指導を求めるとした。

イ)人員不足対策の答申案については、中執で吟味するので持ち帰ることとし、言及を避けたいとした。

ウ)放射線量検査については、これまでの姿勢と変わらず、全量検査の考え方は変わらない。

エ)外国人の就労について、組合員と同等の就労は否定しないが、関連職種で違法に当たるような実態があると指摘し労使で調査すべきである。

日港協からは、以下の回答があった。
ア)6月の総会で体制が変わるので、具体的な人選までに至っていないが意思疎通は出来ていると思っている。実質の体制が固まり次第日程調整したい。
イ)福利厚生拡充専門委員会(仮称)は、この後開催するので、方向性と内容を

労使で内容を詰めていきたい。なお、福利厚生協会には春闘協定と経緯については、説明をした。

ウ)防災協にも同様に話をしているが、協議体制の構築には至っていない。熱中症などの課題があるので中央安全専門委員会を早急に開催したい。

エ)特定利用港湾については、行政・国交省には話をしているが、防衛省に話を通じているか、具体的には現在なっていない。

その後、若干の意見交換を行い、終了した。

(7) 港湾福利厚生協会

①2月19日、第47回業務委員会が開催され、2026年度施設整備事業助成について説明を受け、審議を行った。審議では、事業助成の方針案と事業助成計画案、シーパレスの改修と利用状況について了承された。

②3月11日、2025年度第3回理事会がパレスホテル東京にて開催され、別紙資料の議題について審議されすべての議題について了承された。

③6月10日、第64回定時総会がパレスホテル東京で開催され、2025年度事業報告及び収支決算(案)並びに公益目的支出計画実施報告書の件、2026年度事業計画及び収支予算の件、役員再任の件について、審議を行い提案どおり承認された。

その後、第2回理事会が開催され、会員入会の件が提案どおり承認された。

(8) 港湾労働安定協会

①7月25日、第165回制度専門小委員会がリモートで開催され、通常案件について審議、確認された。

②10月30日、第166回制度専門小委員会が開催され、通常案件として、新規登録申請89者236名、受給権新規裁定54者73人、支給期間の変更26者37名、遺族見舞金支給18人を確認し、委員の変更(岡部委員から古澤委員、光部委員から高木委員)を承認した。

また、現況届の未提出などで年金受給権を喪失ことのないよう年金登録者に改めてリーフレット(案)を検討し、今般、そのリーフ原案を承認した。リーフレットは本年12月～明年1月に事業者に配布し、登録者に届ける手順ですめることを合わせて確認した。

③11月21日、能力開発専門委員会が開催され、港湾技能研修センターの運営状況についての報告を確認し、令和8年度研修計画について確認した。

④2月2日、第167回制度専門小委員会がリモートで開催され、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの通常案件について審議を行った。審議された案件は次のとおり確認した。
ア)新規登録申請に係る審査について、申請事業者(店社)は98社、登録申請者は186名。

イ)年金受給権新規裁定請求に係る審査、裁定について、裁定請求事業者店社は58社、裁定請求者は82名。

ウ)支給期間の変更について、支給期間変更の対象となる受給権者は、37名。このうち、66歳届提出者は、17名。

エ)遺族見舞金の支給について、3名。また、報告事項等として、以下の報告を確認した。

オ)委員の変更について。
カ)既登録者対象「港湾労働者年金リーフレット」の送付について、配布時期等を確認。

⑤3月11日、第40回理事会・評議員会がパレスホテル東京にて開催され、次の議案について審議を行った。
ア)ーi 評議員候補者の推薦について
イ)ーii 理事候補者の推薦について
ウ)ーiii 監事候補者の推薦について
エ)評議員会の目的事項に関する提案について
オ)基本財産の一部の処分案について
カ)令和8事業年度事業計画書案及び収支予算書案について

キ)諸規程の改正案について

また、報告事項として、会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について受け、結果すべての議案に対し承認した。

⑥6月10日、第41回理事会がパレスホテル東京で開催され、評議員候補者・理事候補者の推薦について、監事候補者の推薦について、顧問の選任について提案どおり承認された。

次に令和7事業年度事業報告書案及び決算報告書案の承認について、令和7事業年度公益目的支出計画実施報告書案の承認について、評議員会の目的事項に関する提案について審議され承認された。

その後、評議員会が開催され、理事会で承認された各々の議題について報告と承認を行った。

(9) 港湾労働災害防止協会

①10月17日、第62回全国港湾労働災害防止大会が広島市内(上野学園ホール)で開催され、第一部で安全衛生表彰、大会宣言の確認、第2部で特別公演等が行われた。全港湾からは港湾防災協会参与として、書記長が参加した。

②1月29日、防災協会より名古屋港での現場事務職員の死亡災害速報が届いた。

③4月17日、令和8年度の事業計画(案)の説明会が開催された。その際、港湾貨物運送事業労働災害防止規程変更案に係る意見書の提出が求められたため、酸素欠乏症予防対策の拡充において、バイオマス燃料等の船内荷役、沿岸荷役(倉庫内)への対応への意見書を提出した。

④6月10日、令和8年度第1回理事会・通常総代会がパレスホテル東京で開催され、次の議題について、提案があり全てが承認された。

第1号議案 令和7年度事業報告書の承認を求める件
第2号議案 令和7年度決算報告書の承認を求める件
第3号議案 令和8年度事業計画書(案)議定の件

第4号議案 令和8年度収支予算書(案)議定の件
第5号議案 役員の退任及び選任(案)並びに総代の選出に関する件
その他議題は資料のとおり。

3. 全港湾政策推進議員懇談会の取り組み

(1) 8月21日、政策推進議員懇談会打合会議が開催され、議員側からは苦米地政策秘書(近藤会長) 田中政策秘書(勝部事務局長) 組合側から、鈴木副委員長、橋崎副委員長が参加し、次の課題について意見交換を行った。

①新加入予定議員に関する意見交換
*広田 一 (無・参) 徳島・高知
*原田 秀一 (国・参) 香川
*森 裕子 (立・参) 比例・新潟
以上、議員側には確認がされ、組合としては機関会議(大会時)で議論することを双方で確認をした。

議員側から、三重県選出の衆議院議員より加入入れがあるとの報告があり、当該地方に問い合わせする事を確認した。また他地方についても聞き取りをする事を確認した。

組合側からは、運輸交通政策に精通をしていた森屋さんの落選は非常に痛手である。今後、国土交通委員の選出人事が行われる際には、できるだけ運輸交通政策に精通をしている方の選出を要請した。

②次回総会開催について

ア)2025年10月28日・AM8:00を打診し、後日返事があり決定した。

イ)総会の内容について意見交換を行い、議員側より、行政にも案内を行い、議員から問題提起してもらうなどを行うてはどうかと提案があり、組合として議題も含め、持ち帰り検討することとした。

(2) 10月27日、全港湾政策推進懇談会の事務局と鈴木龍副委員長が総会に向けた最終確認を行った。

(3) 10月28日、全港湾政策推進議員懇談会「第4回総会」が、衆議院第2議員会館1階多目的会議室で開催され、勝部議連事務局長を進行役にお願ひし、まず、近藤議連会長より、「やっと国会が開催されることとなったが、外交等で中々議論までに至っていない。自民党政権を大きく変えなければならなかったが、残念ながら高市政権となった。皆様には先の参議院選挙で大変お世話になったが、森屋隆、野田国義の両氏を当選ことが出来なかったことは残念である。新たな政権になって、様々な課題があるが、皆様からのご提議をいただき解決していきたい」との挨拶を受けた。

続いて、鈴木誠一委員長からは、「とてもない人が総理大臣となり、とてもない米国大統領が来日しているさなかでの開催となった。今我々の職場がキナ臭いこととなっており、淘汰されようとしている。本日参加の議員の皆様には手助けをお願いする」旨の挨拶があった。

つぎに、出席者(新加入議員紹介)がなされ、新たに11名の加入が確認された。全員の参加は叶わなかったが、参加議員から一言ずつ挨拶を受け、議題に移った。

議題では、政策課題等に関する関係省庁によるヒアリングとして、国土交通省より、港湾関連概算要求についてと、「お手伝い特例」進捗状況についてヒアリングを行い、質疑応答を行った。

次に、内閣官房国家安全保障局／防衛省／国土交通省の合同によるヒアリングとして、総合的な防衛体制の強化に資する取り組み(公共インフラ整備)と、「特定利用港湾」進捗状況について質疑応答を行った。

その後、省庁退席後に議員との意見交換を行い、組合側の考え方や要望を申し入れ、鈴木龍一副委員長の閉会の挨拶をもって、総会を終了した。

(4) 11月26日、全港湾政策推進議員懇談4回総会時の「防衛省宿題」について、勝部賢志事務所よりメールが届いた。

当日の防衛省への「宿題事項」は以下のとおり。

①14 特定利用空港・26 特定利用港湾 (R7・8・29 現在) 毎の「円滑な利用に関する枠組み(連絡調整体制)」の「会議体の名称・構成」、「会議実施日時・場所」、「出席者・内容概略」について ②上記枠組み(連絡調整体制)への日米安保関連セクション(「日米防衛協力課」「在日米軍協力課」等)の参加・同席(才ブ参加・同席)等の有無について

(5) 3月19日、全港湾政策推進議員懇談会の議員構成について、事務局と検討をすすめてきたが、辻元清美参議院議員が会長候補に挙がり、面談の用意ができたことから、鈴木誠委員長と鈴木龍副委員長が議員会館へ訪問し、会長職について懇願を行った。

結果、快く受諾いただくことができたことから、次回総会(6月初旬予定)へ向けてすすめることを確認した。

(6) 6月12日、全港湾政策推進議員懇談会第5回総会が参議院会館1階101会議室で開催され、進行役に勝部賢志事務局長(参議院立憲)により開会された。開会あいさつとして鈴木委員長より、「戦略港湾や特定利用港湾など国策による問題は労使では解決できない。本日参加の議員の皆さんのご協力が必要だ」との挨拶が行われた。

総会は、まず報告・承認案件として、新役員体制・議員18名、新会長に辻元清美議員が報告され、満場一致で承認された。辻元会長からは「戦争や物価高、資材不足などの問題と、港湾には脱炭素政策による問題が、付帯決議である公正な移行が全く実行されていない。これらを解決するには議員の皆さんが力を合わせる必要がある」となってくる。どうぞよろしく願いたい」との挨拶を受けた。

続いて、当面の課題として、「特定利用港湾の指定及び運用について(松永書記長)」、「沖縄における自衛隊荷役、西部方面隊との業域・職域を守るたたかい(諸見中執)」、「石炭火力、フェードアウトに向けた状況及び対策について(橋崎副委員長)」、「小名浜港における事業撤退に関す

る雇用問題(二本柳中執)」の発言を受け、質疑応答・意見交換を行った。議員側からは5名の質疑・意見が出され、各中執が回答や思いを語った。50分と限られた時間ではあったが、熱心な議論の場となった。まとめとして辻元会長より、「様々な問題に対し、現場の声をもとに新しい視点で対処していく必要がある」と、力強いまとめをいただき、最後に鈴木龍一副委員長による閉会の挨拶で、総会を終了した。

4. たたかいの総括

本年度の港湾労働者のたたかいは、長期化する物価高騰と実質賃金の低下、深刻な人員不足や高齢化、さらには国による港湾政策の矛盾が一層顕在化する中で、港湾労働者の生活と権利、そして港湾産業の将来を守る重要なたたかいとなった。

今の港湾産業では若年労働者の確保が極めて困難な状況となっており、昼夜を問わない不規則な労働、慢性的な長時間労働、人員不足による作業負担の増大など、港湾労働者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。こうした状況は現場や事業者の努力不足によるものではなく、長年にわたりすすめられてきた規制緩和と政策と適正料金を確保できない港湾行政の結果であるといえる。

港湾運送事業における過当競争やダンピングは依然として解消されておらず、そのしわ寄せは賃金や労働条件、人員配置、安全対策の後退となって現場労働者に押し付けられている。

本来であれば国が監督責任を果たし、公正な取引環境と適正料金收受を実現すべきであるにもかかわらず、その責任は十分に果たされていない。港湾産業の疲弊と人材流出は、まさに規制緩和と政策の破綻を示すものであり、今こそ国の責任による産業政策への転換が求められている。

また、政府は国際コンテナ戦略港湾政策や港湾DX、自動化・機械化を推進しているが、そこで働く労働者の雇用や労働条件、安全対策、技能継承についての議論は極めて不十分と言わざるを得ない。効率化と競争力強

化のみを追い求める政策は、地域港湾の衰退や港湾機能の偏在化を招き、港湾の公共性を損なう危険性をはらんでいる。港湾は単なる物流拠点ではなく、地域経済と国民生活を支える社会基盤であり、その機能を支えているのは港湾労働者であることを改めて認識させなければならない。

さらに、石炭火力発電所の休廃止やカーボンニュートラル政策、国際バルク戦略港湾政策などは、港湾労働者の雇用と地域経済に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、国は十分な対策を示していない。加えて、特定利用港湾の指定拡大は、港湾の軍事利用につながりかねない重大な問題であり、港湾の平和利用と公共性を脅かすものである。私たちは、戦争に協力しない労働組合として、その動きを容認することはできない。

こうした情勢のもと、全港湾は全国の仲間との団結を基礎に、賃金・労働条件の改善、要員確保、安全対策の強化、適正料金收受の確立、港湾政策の在り方を求めてたたかいをすすめ、一定の前進を勝ち取ることができたが、港湾産業を取り巻く危機は依然として深刻であり、その解決は個別企業の努力だけでは不可能であると言える。

今後も産別統一闘争を軸に、港湾労働者の生活と権利を守り、港湾の公共性と平和利用を堅持するため、国の責任を厳しく追及しながら、魅力ある港湾産業の確立に向けた取り組みを強化していかなければならない。しかし、港湾産業の健全な発展と雇用の安定を実現するためには、労使が互いの立場を尊重しながら課題解決にあたる正常な労使関係の構築が不可欠であり、そのためには、産別運動の強化と全国の仲間との連帯を一層深め、現場に根ざした運動を積み重ねながら、港湾労働者の未来と港湾産業の発展に向けて力強くたたかいを前進させなければならない。

海コン・トラック・バス・タクシー労働者のたたかいの経過

(今日までの経過)

1. 闘争課題とたたかいの経過

(1) 1月12日〜13日にかけて、第1回海コン・トラック対策会議が開催され、古田担当中執が進行役となり、担当中執(畠山、河野)のご紹介を受けた。会議は、まず、松永書記長より中央報告として、25年全国港湾秋闘での行政申し入れの報告と、全港湾26春闘方針案の討議経過報告があった。その後、参加者の紹介に移り、各港湾局交渉などの取り組みについて関東地方より報告を受けた。

会議は、第1講座に移り、「交運労協の当面の課題と取り組み」として、蒔田交運労協事務局長より講演を受け、質疑応答を行った。

2日目は、第2講義として、畠山副委員長より、「トラック物流産業の現状と今後の取り組み」について講義を受け、質疑応答を行った。

その後、各地方報告を受け、要請行動及び来年度の部会について検討を行い、次回開催を2026年6月3日〜4日とし、要請行動は4日と確認し終了した。

(2) 12月13日、関西地本主催の「第1回中央バス・タクシー合同学習会」が神戸市中央区内において開催され、中央本部より、松永書記長、古田担当中執が参加した。また、今回の学習会には、講師として、交運労協蒔田事務局長をお招きし、「交運労協に当面の課題と取り組み(バス・タクシー関係)について」講演をいただき、質疑、意見交換を行った。

(3) 6月3日〜4日にわたり、第2回海コン・トラック・バス・タクシー合同対策会議が開催され、冒頭、鈴木委員長より本部を代表して挨拶があった。悪天候の中での参加に感謝の言葉を述べた。交運労協は54万人の組織力で政治的な発信力があり、パートナーとして重要。災害時の交通インフラ維持の経験談を述べた。低賃金で働かされる物流労働者の現状を共有し改善していきたいとし、今回、辻元清美議員が政策議

員懇談会会長に就任することを報告。政治家を従えて行政官と話すことが一番効力があると激励した。

続いて、2日間の進行を務める古田中執より、会議・要請行動スケジュールの内容報告があった。各地方報告、明日の要請行動の詳細説明、蒔田事務局長の講習会、意見交換。講習会は15時〜15時半開始予定。明日の行政交渉は会場拡張により省庁入れ替えのみで局入れ替えの頻度を減らし、議論時間を確保。資料不備は申し出をするよう述べた。

その後、各地方報告を受け、意見交換を行ったうえで、交運労協の蒔田事務局長より、「持続可能な交通運輸産業の実現に向けて」要旨つぎの課題を中心に、講義を受けた。

最後に、4日の国交省、厚労省要請での役割分担、集合時間・場所等の打ち合わせを行い1日目は終了した。

2日目の6月4日、国交省・厚労省要請行動を参議院会館会議室(地下1階)にて行い、組合参加者は3日の対策会議参加者に加え、四国地本の沖地本執行委員と橋崎副中央執行委員長が参加した。行政側は、国土交通省、消費者庁省参加者の33名が参加し、厚生労働省からは約10名の参加があった。

冒頭、今回の要請行動に尽力していただいた辻元清美参議院議員から挨拶があった。現場労働者の意見をしっかりと聞いて政策に反映させるよう行政官に訴えていた。

続いて、国土交通省を代表して、物流・自動車局の谷口課長から挨拶があった。厳しいご指摘があるかもしれないが、本音での協議ができるようにしていきたいと述べられた。

次に全港湾を代表して畠山副委員長から挨拶があった。ドライバー職の劣悪な労働環境が社会問題化されている。健康で安心して働ける環境を目指して、国交省の力添えをお願いしたいと述べた。事前に回答をもらっているの読み上げ

は行わず、質疑討論形式にて進行し、以降11:00まで自動車、旅客、港湾、道路の順番で交渉が行われた。

11:00からは、畠山副委員長より、厚労省に要請書の本書を手交し、畠山副委員長あいさつ以降、12:00まで厚労省・職業安定局、年金局、労働基準局との交渉が行われた。

2. 交運労協の取り組みの経過

(1) 7月18日、第10回三役・幹事会が開催され、副議長・幹事・担務の変更について確認後、各種報告事項について確認を行った。

続いて、協議事項として次の課題について検討確認を行った。

①次期(第3次)交通政策基本計画策定への対応について、公共交通ネットワーク委員会において次期計画に対する意見集約を図り反映に努めるとした。

②「持続可能な交通ネットワークの実現に向けた地域公共交通のあり方に係る検討」への対応について、次回第2回地域公共交通部会における提案を受けたいうえで、公共交通ネットワーク委員会において次期計画に対する意見集約を図り反映に努めるとした。

③自動車自動運転の社会実装に向けた制度見直しへの対応について、第4回合同小委員会における論点整理を踏まえ、トラック・バス・ハイタク部会の合同会議を開催し、意見集約を図り取りまとめに向け意見反映に努めていくこととした。

④「2030年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会」への対応について、第4回検討会において、「物流の担い手不足確保に向けた処遇改善の取り組み等」をテーマとしてプレゼンの要請を受け、物流ネットワークにおいて意見集約を図ったうえで、検討会に意見を反映していくこととした。

⑤持続可能な交運労協運動の確立に向けた組織財政基盤の強化について、i)各種

会議支出状況の考察及び今後の方向性について、ii) 各種行事支出状況の考察及び今後の方向性について、iii) 人件費、その他諸費用について、経費節減を実施したうえで、今後の財政について検討するとした。

(2) 11月10日、第2回三役・幹事会が開催され、「観光立国推進基本計画」の改定の対応の検討を行い、「インバウンド・持続可能な観光地域づくり、国内交流拡大等」について意見集約を図り、第3回三役・幹事会にて確認することとした。

また、昨年のITF世界大会にて確認されたITF加盟費についての各構成組織の会費納入人員を確認した。第41回総会で確認した「持続可能な交運労協運動に向けた組織財政基盤の強化」について再確認を行った。

(3) 12月5日、第3回三役・幹事会が全日通会館にて開催され、報告事項を受け、主に2026春季生活闘争の取り組みについて、次期(第3次)交通政策基本計画について、交運労協政策推進議員懇談会総会について、2026年政策・制度要求について、2026年ITF会費について、ITFスリランカ連帯基金へのカンパの取り組みについて、検討・確認を行った。

(4) 3月2日、第6回三役・幹事会が開催され、2026春季生活闘争の取組の確認と第31回交通運輸政策研究会の開催内容について、政策議員懇談会の体制などの第221回特別国会への対応について確認をおこなった。終了後、総決起集会が開催され中央本部と関東地方10名が参加した。

(5) 4月6日、第7回三役・幹事会が開催され、報告事項の確認の後、次の課題について協議事項の協議と確認を行った。

ア) 2026年政策・制度要求について、4月13日に各省庁へ申し入れる。なお、各省庁の回答日程については、決定次第、発文書にて周知を図ることを確認した。

イ) 2027年度予算概算要求及び税制改正要望についてのスケジュールを確認

認した。

ウ) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」へ対応について、各業種部会において意見集約を図り、意見反映に努めることを確認した。

エ) 「物流の効率化に関する法律」への対応について、各業種部会において意見集約を図り、意見反映に努めることを確認した。

オ) 第31回交通運輸政策研究会の開催(5月18日～19日)について、集会内容と分科会の進め方、分科会の論点及び任務分担について、確認した。

カ) 中東情勢の急変等によるエネルギー価格の上昇を踏まえた交通運輸・観光サービス産業への支援に関する緊急要請について、4月13日に国交省及び経産省へ申し入れることを確認した。

キ) 交運労協議員懇加入議員の推薦について、手続きが形骸化していることから、整理を行った。

ク) 韓国訪問団の派遣について、韓国運輸労流労働組合総連合会より別紙のとおり派遣要請を受けたので、参加者を募ることを確認した。

以上の確認を行い終了した。

(6) 5月11日、第8回三役・幹事会が開催され、交運労協関係、省庁審議会関係の報告事項を確認し、協議事項として次の課題について協議確認を行った。

ア) 第31回交通運輸政策研究会について、集会スケジュール、会場レイアウト、参加者名簿分科会の進め方を確認した。

イ) 交運労協第42回定期総会の開催について

日程: 2026年10月7日(水) 13:00～17:00

場所: 全日通霞が関ビル

ウ) 役員選出について、次期体制の定数は、議長(専従)1名、副議長11名、事務局長(専従・国際局長兼務)1

名、事務局次長(専従)2名、幹事18名、会計監査2名を確認し、役員推薦委員会の設置を確認した。

エ) 2026年賃金・一時金等実態調査の取り組みについて、確認した。

オ) 各地方自治体選挙への推薦等に関する取り扱いについて、別紙のとおり確認した。

カ) 「第3次韓国訪問団」への派遣者を確認した。

(7) 5月18日～19日、第31回交通運輸政策研究会がホテル日暮里ラングウッドにて開催され、1日目に以下のテーマについて講習があった。

ア) 「第3次交通政策基本計画」について(講師、国土交通省大臣官房参事官の廣田氏)

イ) 「2030年度までの総合物流施策大綱」について(講師、国土交通省物流・自動車局物流政策課長の高田氏)

ウ) 「第5次観光立国推進基本計画」について(講師、観光庁観光戦略課長菅原氏)

エ) 「だれもが気兼ねなく安全安心におでかけできる社会を支える交通運輸産業となるために」(講師、名古屋大学加藤教授)

2日目には、3つの分科会に分かれて時間が許す限り討論がなされ、前半には、中東情勢の現場への影響に関する実態調査主にトラック輸送現場を中心として報告され、認識を共有した。

交運労協としてこれら現場のリアルな実態を正確に捉え続け、今後も必要に応じて適宜、関係各所へ要請活動を行っていく必要があると確認された。

後半に、総合物流政策大綱の実行性確保に向けた意見交換があり、2030年度に想定される輸送力不足への対応、モーダルミックス実現の課題の議論を行った。

モーダルミックスの実現に向けて最終的には、陸・海・空・観光サービスの「バス・トミックス(モーダルミックス)」を目指すことを確認し、その実現には、政策要請

とともに、「政労使の心合わせ」が極めて重要でありここにこそ我々が熱量を注いであなければならぬという考え方を全体で共有した。

また、労働組合が果たすべき決定的な役割として、単に経営者が適正に運賃・料金を収受しているかを確認するだけでなく、「収受された原資が、現場の労働者へ適正に分配されているか」までをしつかりとチェック・コミットしていくことが不可欠であると確認した。

最後に、交通運輸観光サービスの現場には、未だ最低賃金水準で働いている仲間が厳然として存在する。総合物流政策大綱に盛り込まれた各種政策を進めるにあたり、こうした現場の仲間を「絶対に置いていかない」という強い決意のもと、交運労協で結束する仲間が互いに連携し、それぞれの役割を果たしていくことが重要であることを合わせて確認した。今週会には総勢172名が集まり、全港湾からは、鈴木委員長と関東地本4名(本部負担)が参加した。

VII. 組織の強化と拡大

1. 組織の現勢と動向

(1) 2026年7月14日現在で、中央登録人員は9,623名となっている。2024年7月8日時点の9,781名と比べると、158名の減となった。ここ数年、毎年150名程度減少している。

(2) 全国における地方本部、支部、分会の推移は、地方本部で9地方、支部は45支部と前年同数で、分会数は、376分会(前年同期首376分会)と新規・消滅合わせて、5分会が減少している。

2. 組織強化と自然災害に対する取り組み

(1) 7月26日～27日に、ホテルクライトン新大阪において、中堅幹部を対象とした全港湾関西地方大阪支部2025年労働学校が開催された。

今回の労働学校には、講師に、吉田美喜夫立命大学名誉教授、尾辻かな子衆議院議員、橋崎副委員長が招かれ、それぞれ講義が行われた。

冒頭大阪支部の小林委員長の挨拶から始まり、初日は、立命館大学の吉田三喜夫名誉教授から、「労働組の過去・現在・そして未来は」を演題とした講義と、橋崎副委員長から、「特定利用港湾による港湾への影響とこれからの取り組みについて」と「これからの全港湾の将来と今やらなければならないこと」をテーマとした講義が行われた。

二日目には、尾辻かな子議員から、「参議院議員選挙を終えて」と「港湾法の改正」をテーマとした講義が行なわれた。橋崎副委員長からは、「特定利用港湾による港湾への影響とこれからの取り組みについて」と「これからの全港湾の将来と今やらなければならないこと」をテーマとした講義を行った。

参加者が40名を超える中堅幹部を対象とした労働学校だったが、若年層の参加が多く、それぞれのテーマにおいて活発な質疑応答が行われ、大阪支部の運動の発展と幹部育成を目的とした有意義な取り組みだと感じた。

(1) 11月17日、青年対策代表者会議がリモートで開催され、冒頭松永書記長より、26春闘について、「26春闘の準備として、地元で春闘の議論をしてほしい。来年は4万円以上の額を目指したい。大衆議論をお願いしたい」と、日港協による独禁法問題について、「11月26日に中央港湾団交を予定している。正常な関係を取り戻す」ことが報告された。

会議では、次の議題について、討議・確認がされた。

第1議題 青年対策交流集会について、2026年2月21日から2月23日に開催とする。場所はシーパレスを予定している。担当地方は関東地本。メインテーマは各協定の経緯、災害時の港湾労働者についての2つ。

レクリエーションはドッジボール。スケジュールは青年部(関東地本)で作成する。

第2議題 青年活動年間スローガンについて、スローガンはMAX3件。第3議題 フクシマ連帯キャラバンについて、3月4日～7日までの予定、本部からは東北4名、各地方1名の動員。

事前学習会のリモートの指示書を平和フォーラムで決まり次第発出する。

第4議題 沖縄平和行進について、5月15日から18日までの3泊4日。ホテルへの移動は参加者各自で、ホテルはモノレールの「旭橋」の目の前。

第5議題 ピーススクールについては開催場所が決定していないため、中央本部で柔軟な判断で対応する。

第6議題 今後の青年対策交流集会について、青年部の対象の集会等が、沖縄平和行進、福島キャラバン、ピーススクールと、青年対策交流集会、青年部代表者会議と多くなってきた。

今後の青年交流集会については各地方で議論し、次回の青年対策交流集会でまとめていきたい。

以上の確認を行い終了した。

(3) 2月21日～23日にかけて、第26回青年対策交流集会がシーパレスにて開催された。中央本部より鈴木委員長、松永書記長、青年担当中執樋口、千葉、全国より青年部41名(欠席2名)計45名参加のもと開催された。

初日鈴木委員長より激励の挨拶を受けた後、松永書記長より「各協定について」講義が行われた。その後分散会にて各班意見交換、質疑を行った。

二日目は樋口、千葉より「災害時における港湾従事者について」講義が行われた。その後分散会に移った。終了後レクリエーションのドッジボールでは大いに盛り上がった。

最終日は分散会での各班からの発表と年間スローガン、次回開催地の発表が行わ

れ、年間スローガンでは「人と人のつながり」を全港湾青年部に決定した。また、次回開催地については日本海地方本部に決定した。

最後に松永書記長より中央本部統括答弁、担当中執より挨拶をいただき最後に次回開催地である日本海地方常盤青年部長の団結カンパローで締めくくった。

(4) 12月3日、第1回組織財政検討委員会が開催され、財政部より財政状況と今後の見通しについて報告があり、組織部が今後の運動の在り方や人事も含め、問題点の整理を行い、現状の課題について地方に持ち帰り、今後検討していくことを確認した。

(5) 5月27日～29日の3日間にわたり、第57期中央労働講座がシーパレスで開催された。1日目は、開催の主旨と目的を確認したうえでの開講式が行われ、講師の紹介と主催者の挨拶をいただいた。その後早速講義に入り、第1講義として、鈴木委員長より「全港湾の歴史」と題した講義を受け、グループ討論、まとめ発表を行い、1日目を終了した。

2日目の第2講座は、今回の外部講師としてお招きした森屋隆前参議院議員（私鉄総連）より、「今の日本の政治情勢と今後の行方」と題した、一般市民では聞けないような貴重なお話を受けた。第3講座では、松永書記長より、「産別協定と事前協議制度」について、労働組合の初歩である、三六協定から、産別協定、また事前協議制度について、実務的な話を含めての講義を受けた。その後、グループ討論、グループまとめ発表を行い、みんなが楽しみにしていた、オリエンテーリング（今回もドッジボール）で汗を出しての交流を深め、優勝したグループには、賞品として、第57期労働講座の級長の大役が送られた。

三日目に入り、講義全体のグループ討論を行い、グループまとめ発表を行った。まとめ発表では、「労働講座の大切さがわかった」や「知り得た知識を職場で生かしたい」、「今回できた横のつながりを大切にしていきたい」など、おおむね参加してよか

ったとの感想が出されていた。

最後に、鈴木委員長より「総評」として、まとめていただき、各参加者全員へ手渡しでの修了書を渡しての開講式をもって終了した。

なお、今回の参加者数は、受講者28名、中央本部3名、外部講師1名の計42名。

3. 組織拡大の取り組み

(1) 11月18日、教宣部会がリモートで開催され、次の議題について討議・確認を行った。

第1議題 組織拡大キャンペーンについて、宣伝物に関しては、従来の物を引き続き使用すること、指示書については例年どおりとする。

第2議題 「港湾労働」「ブレイクタイム」の編集について、「ブレイクタイム」については引き続き発行する。記事については、各地方の記事ができるだけ公平に掲載できるよう維持しながら、各地方からの自主的投稿を引き続きお願いしていく。

第3議題 全港湾ホームページについて、昨年青年部のページを復活させたが、原稿が集まりにくい。青年の声も拾っていききたいので、記事は地方・支部単位でチェックをしていただいて、最終チェックは本部で行い載せていく。各地方の教宣部が責任をもってやっていただいて、本部にあげてほしい。当面は窓口を広げてやっていきたい。

第4議題 発送体制、送付部数等の確認について、部数変更等は随時受け付けるので、都度報告のこと。

以上の確認を行い終了した。

VIII. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の経過

(今日までの経過)

1. 共闘の強化

(1) 5月15日～18日、「第49回5・15平和行進（主催・同実行委員会）」が開催され、全港湾から、各地方青年部（全港湾52名、全日建連帯6名、全国一般10名）と沖縄地本から（17名）の総勢85名が参加し、15日の全国結団式の後、三単産結団式を開催し、17日には、沖縄タイムズ阿部岳記者による、「沖縄の最前線かと私たち」と題した学習会も開催した。

(2) 7月3日、全日建連帯「関西生コン事件・国賠訴訟控訴審」の傍聴行動（東京高裁前）と報告集会（連合会館）がそれぞれ開催され、鈴木委員長が参加した。

京都事件一審は公訴事実4件とも完全無罪判決だったが、一審無罪が控訴審で維持される確立は5割といわれており判断を許せない状況にある。ひきつづき無罪判決を勝ち取るべく弁護士団は昨年12月と今年3月の2回に分けて検察の主張を論破する答弁書を提出している旨の報告があった。

他方、国賠訴訟は大方の予想に反して組合側の請求すべてを棄却する不当判決だったが、不当判決を覆すべく、労働法と刑事訴訟法の専門家やジャーナリストによる鑑

定意見書3通を添えた控訴理由書をこちらも2回に分けて提出している。

2. 国際連帯

(1) 11月11日～13日の日程でMUAクイーンズランド支部訪日団受入れ対応を行った。神戸港湾技能研修センター視察と横浜港視察を目的として、幹部オルグ1名と将来のMUA幹部候補4名（計5名）を交

連労協国際局2名の通訳の協力のもと受入れ対応を行った。

初日に神戸三宮にて合流し、神戸港湾技能研修センターを神戸支部（4名）の協力のもと視察へ帯同した。研修センターはオーストラリア国旗を掲揚するなど歓迎をして頂いた。翌日の朝には新幹線にて横浜へ移動し、横浜支部（7名）の協力で横浜市港湾局の協力で、港湾局広報船にて横浜港を海上より視察した。神戸支部、横浜支部とも懇親会をおこない国際交流することができた。横浜支部においては、MUAクイーンズランド支部訪日団のもう一つの目的であるクイーンズランド支部との「友好、姉妹港協定」を締結し将来的に友好連帯関

係を強化していくことを両支部で確認された。最終日の13日には中央本部へ表敬訪問され短時間ではあったが懇談を行い継続した国際連帯を確認し、今回の受け入れに對して感謝の意を伝えられた。本来、昨年同時期に予定していたがMUAの争議の関係で直前でのキャンセルとなったMUAクイーンズランド支部の強い要望により二年越しでの実現となった。

(2) 11月5日、ポルトガル・リスボンにて開催された「利益より人間を重視せよ…自動化反対総会」への招待を受けていたが、全国港湾25秋闘中央行動と重なっていたため、メッセージを送った。

(3) 3月13日、アメリカのオレゴン州クーズベイ港の新規バース（木質ペレット専用）において、「OCEAN VIRGINIA号」の入港の際、ILWUの組合員を使用せず、また地域最低賃金を下回る労働者を使用した作業を行ったことに對し、ITF港湾部会が中心となって、ターミナル運営会社へ抗議することとなったため、次の入港予定である日本においての抗議・要請行動の検討をリモートで行った。

全国港湾としては、荷主（JERA）と船社の確認と入港予定の徳山・下松港には組合員がいらない（未組織）ことを伝え、「何ができるのか」を含めて、慎重に対応しなければならぬことの確認を行った。

3. 政党との連携

(1) 10月23日、日本社会党「結成80周年交流の夕べ」が憲政記念館で開催され、社会民主党党首の福島みずほ議員から、

「社会党・社民党が80年にわたり存続し、活動することができたのは、ひとえに先輩たちが奮闘し、すべての党員が齒を食いしばって頑張り、社会党・社民党を長年支えてくださった多くの支持者・支援者の皆さんの賜物です。本当にありがとうございます」との主催者挨拶と「社民党の根幹は以下の4つです」として、平和主義、社会的公正・福祉国家、人権と多様性の尊重、労働者・生活者の立場が決意された。

(2) 4月20日、村山富市元総理の「お別れ会」がホテルニューオータニで盛大に開催され、全港湾からは鈴木委員長が参加した。

以上



I. 国内外の情勢と労働運動の現状

1. 国際情勢の特徴

(1) ウクライナ情勢

ロシアによるウクライナ侵攻から4年を

迎えようとする中、戦闘は長期化し、停戦に向けた動きが模索されています。しかし、米国・NATO側とロシアとの対立は解消されず、欧州全体の安全保障をめぐる緊張が続いています。

各国では軍事支援や防衛費の増額が進められ、世界的な軍拡競争が強まっています。一方で、戦争によるエネルギー価格の

上昇や物価高、物流の混乱は、世界の労働者の生活に大きな影響を及ぼしています。

港湾・物流の現場においても、軍事物資輸送の拡大や国際物流の変化がすむ中、平和産業として港を兵站基地にさせない、港湾労働を守る取り組みが重要になっています。

(2) 米国、イスラエル対イラン情勢

中東では、イスラエルとイランをめぐる軍事的緊張が高まり、米国も関与する形で地域紛争の拡大が懸念される状況となりました。その後、米国とイランの間では停戦に向けた協議が進められ、一定の停戦合意や緊張緩和の動きが見られています。

しかし、今回の停戦は恒久的な和平を意味するものではなく、核開発問題、制裁解

除、中東地域における軍事的対立など、根本的な問題は解決されていません。交渉は継続されていますが、今後の情勢は依然として不安定です。

また、イラン情勢の悪化は、原油輸送やホルムズ海峡など重要な海上交通路の安全に直結し、エネルギー価格や国際海運、港湾物流にも大きな影響を及ぼします。港湾労働者にとっても、戦争による物流の変化や軍事利用の拡大を注視する必要があります。

(3) 米国情勢
米国では、国内政治の分断が深まり、経済政策や外交政策をめぐる対立が続いています。自国産業の保護を重視する政策や対中国競争の強化は、世界の貿易や物流のあり方にも大きな影響を与えています。

半導体、重要鉱物、造船、物流などをめぐる国際競争は激しさを増し、「経済安全保障」を理由とした輸出規制や貿易制限も広がっています。

一方で、米国内では格差の拡大を背景に、賃上げや労働条件の改善を求める労働運動も広がっています。軍事的対立ではなく、労働者の生活と雇用を守る国際的な連帯が求められています。

(4) 欧州情勢

欧州では、ウクライナ情勢を背景に、各国で防衛力強化や軍事費増額の動きが進んでいます。安全保障をめぐる緊張が高まる一方で、物価高や社会保障への負担増など、労働者の生活にも影響が出ています。

また、格差拡大や移民問題などへの不満を背景に、排外主義的な勢力が伸長する動きも見られます。こうした動きは、労働者同士を分断する危険性を持っています。

欧州の港湾・物流労働者の間でも、賃金改善、安全確保、民営化や規制緩和への反対などの運動が続いています。国境を越えた労働者の連帯がますます重要になっています。

(5) 中国情勢

中国では、米国との経済・軍事・技術面での競争が激化し、台湾問題や東シナ海・

南シナ海をめぐる緊張も続いています。米中対立は、貿易、半導体、サプライチェーンなど経済分野にも広がっています。

中国経済は、不動産問題や内需低迷などの課題を抱えています。世界有数の製造・貿易国として、国際物流への影響力は依然として大きいものがあります。

日本政府も「経済安全保障」を掲げ、軍事的対応や対中国政策を強めています。しかし、対立の激化は東アジアの平和と経済交流に大きな影響を及ぼします。

港湾労働者として、東アジアの平和と安定、国際物流の発展を求め、軍事的対立ではなく対話による問題解決を求めていくことが重要です。

2. 国内情勢の特徴

(1) 2026年5月18日に召集された国会は、7月17日までの150日間に設定されており、特別国会としては異例の長期間となっています。これは、前回の通常国会が冒頭で衆議院解散により予算案や法案の審議が行われなかったためです。

第217回通常国会は、少数与党体制のもとで、政府提出法案や予算案をめぐる与野党協議が焦点となりました。与党は安定した国会運営を図るため野党との修正協議を重ね、法案成立を進めた一方、野党は政策実現を求め、政治改革、物価高対策、社会保障などで追及を強めました。

安全保障・外交分野では、安保三文書の改訂をめぐり防衛力強化を進める一方、防衛費増額に伴う財源確保が大きな課題となっています。防衛費の拡大は、国民負担や社会保障費とのバランス、財政規律との両立が問題視されており、また、日米同盟の深化をすすめる中で、負担分担や地域情勢への対応も重要な論点となっています。

経済安全保障では、半導体・重要物資の安定確保や対中関係への対応など、経済活動と安全保障政策の調和が求められています。

また、新たな法案として、日本国内で日の丸を破損、焼却、汚損する行為を対象に、

に、刑事罰を科すことを目的とした国旗損壊罪が議論されています。行為者の意図や目的は問わず、他人に不快感を与える方法での損壊行為を規制することを目的とし、表現の自由を侵害する可能性や、立法事実の不足を理由に慎重論も存在しています。

(2) 特定利用港湾は、平時から自衛隊や海上保安庁が利用しやすいよう、港湾施設の整備や運用面での協力を進める制度であり、安全保障環境の変化を背景に指定がすすめられている。特定利用空港・港湾は合計57施設まで増えています。6月時点でその数は、

特定利用空港…24ヶ所
特定利用港湾…33ヶ所（合計57ヶ所）です。

追加指定では、北海道の新千歳空港、中部国際空港、仙台塩釜港、名古屋港など、大規模物流・航空拠点も対象になりました。

特定利用空港・港湾は、防衛・国民保護・災害対応を目的とした公共インフラ整備がすすめられており、今後も対象施設の拡大や滑走路・岸壁などの整備が予想される

一方で、民間物流や観光への影響、軍事利用への懸念、地域住民への説明不足が課題となっています。

災害対応や物流維持の面で効果が期待される一方、軍事利用との関係や地域住民への説明、港湾本来の商業機能との調整が課題となっています。今後は、南西地域を中心とした防衛・警戒体制強化の流れの中で対象港湾の拡大が予想されますが、自治体・港湾関係者との合意形成と事前協議体制の構築が重要になってきます。

(3) 5月の全国消費者物価指数は、2020年を100とした総合指数で113・0程度となり、前年同月比では1%台後半の上昇となりました。食料品や生活関連サービスの価格上昇が続き、家計への負担は依然として大きいことが歴然とし、特に食料分野では価格高騰が目立ち、賃金上昇が物価

上昇に追いつかなければ実質所得の低下が懸念されます。今後は、物価上昇の鈍化が

続くか、政府の物価対策や日銀の金融政策が注目されています。

3. 労働運動の現状と特徴

(1) 厚生労働省は、令和7年（2025年）12月24日に令和7年「労働組合基礎調査」の結果を取りまとめ、公表しました。

労働組合数、労働組合員数及び推定組織率を見ると、労働組合数は22,244組合（前年より268組合（1・2%）減少）、労働組合員数は992万7,000人（前年より1万5000人（0・2%）増加）、推定組織率は16・0%（前年より0・1ポイント低下）と過去最低となっています。

一方、パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率は、労働組合員数が149万4,000人（前年より3万1,000人（2・1%）増加）の過去最高となっており、全労働組合員数に占める割合は15・1%（前年より0・2ポイント上昇）

と、これも過去最高となっています。推定組織率については、8・8%と前年と同水準となっています。

(2) 厚労省が2026年5月に発表した令和6年（2024年）の労働争議の種類別状況をみると、「総争議（争議行為を伴う争議と争議行為を伴わない争議）」の件数は278件（前回令和5年調査292件）

で、前年に比べ減少しています。長期的には減少傾向であるが、令和元年以降は横ばい圏内で推移しています。

このうち、「争議行為を伴う争議」の件数は76件（同75件）、「争議行為を伴わない争議」の件数は202件（同217件）となっています。

労働争議の主要要求事項の状況（主要要求事項2つまでの複数回答）では、「賃金」に関するものが154件（同157件）

で、総争議件数の55・4%と最も多く、次いで「組合保障及び労働協約」に関するもの94件（同88件）、「経営・雇用・人事」に関するもの90件（同118件）となっています。

また、争議行為を伴う争議の状況を産業別にみると、件数は「医療、福祉」35件が最も多く、次いで「製造業」12件、「運輸業、郵便業」11件でした。行為参加人員は「医療、福祉」6,459人が最も多く、次いで「製造業」1,223人、「情報通信業」726人でした。

労働損失日数は「運輸業、郵便業」1、277日が最も多く、次いで「製造業」558日、「医療、福祉」411日となっています。

Ⅱ. 運動の基調

1. 新自由主義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困をなくし、格差社会を是正する。

新自由主義政策による貧困と格差の拡大をなくすために、すべての労働者の雇用安定、労働条件の引き上げをたたかい、生活向上を図ります。組合員一人一人を大切にし、人権擁護、労働者の権利確立のために、全港湾としてのたたかう力量を高め職場闘争を強化します。

2. 港湾産業、運輸産業における産別運動を強化するとともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運動と連帯し、中小企業労働者と非正規雇用労働者の立場から労働運動の再建をたたかう。

企業内活動に埋没せず、全国港湾労働組合連合会の強化と港湾における産別運動を発展させるとともに、運輸産業の産別運動強化をすすめます。また、たたかう労働運動を再強化し発展に向け、地域共闘、諸課題別共闘を取り組みます。

3. 戦政法制の早期廃止を求め、反戦・平和、社会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護をたたかい、働く者のための政治を実現する。

岸田政権時よりもますます右傾化する高市政権による平和憲法の改悪、米国追従の軍事強化政策に反対し、社会保障の引き下げを許さず、安心のできる社会保障の充実を求め、あらゆる人権の擁護の立場で差別を認めず、原発再稼働や原子力に依存するエネルギー政策に反対し、働く者のための政治を実現します。

4. 大衆路線に基づいて職場闘争を強化し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取る。

組合員の理解と団結の中でたたかいを強化していくために大衆路線を堅持し、たたかいをすすめます。また、組合作用を指導できる活動家を育成し、組織拡大を図ります。全港湾の組織拡大が全組合の共同活動として展開できるよう、職場討議をすすめて、創意工夫を凝らした運動を取り組みます。

Ⅲ. 主な闘争課題とたたかいの基本

今後1年間、次の課題でたたかいます。そのたたかいの基本は以下のとおりです。

1. 労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ
①厚労省が2026年6月2日に、毎月勤労統計調査毎月勤労統計調査2026（令和8）年4月分結果速報を公表しました。
名目賃金（一人平均）を就業形態計で見ると、現金給与総額は、規模5人以上

で312、425円（3・5％増）※3年1ヶ月ぶりの3ヶ月連続3％以上。規模30人以上では、352、345円（4・1％増）※62か月連続プラスとなっています。

きまって支給する給与は299、096円（3・4％増）※3年1ヶ月ぶりの高い伸びが見られ、所定内給与は、277、916円（3・4％増）※33年6ヶ月ぶりの4ヶ月連続3％以上となっています。また、特別に支払われた給与は13、329円（7・4％増）でした。

一般労働者では、現金給与総額が403、170円（3・9％増）※61ヶ月連続プラスで、所定内給与は354、800円（3・7％増）※調査開始（1994年1月）以来の4ヶ月連続3％以上となっています。

また、パートタイム労働者も時間当たり給与（所定内給与）は、1、436円（4・9％増）※58ヵ月連続プラスとなっています。

一方で、実質賃金指数（2020（令和2）年平均＝100）は、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化したもので、現金給与総額は85・1（1・9％増）※4ヶ月連続プラスとなっ

てはいますが、2020年には程遠い状況となっています。

②2027年賃金引き上げ要求および諸要求は、秋年末の中央執行委員会で統一してたたかえる体制を基本に要求額を検討します。

組合員一人一人の切実な要求である賃金引き上げを確実なものとするためにも、地域別最低賃金の引き上げと地域格差是正のための全国一律を求め、企業間格差を打破し、誰もが人並みに生活できるようにたたかわなければなりません。

全港湾は組合員が結集してたたかえる体制を確立するためにも一律の要求額を基本として、26年労働条件調査も活用しながら、具体的な考え方をまとめ、12月1日（火）～2日（水）開催予定の

第3回中央執行委員会で確認し職場討議を行ったうえで1月27日（水）～28日（木）開催予定の第47回中央委員会

で決定します。

要求書については提出を2月中旬とし、2月下旬にはスト権の確立、3月初旬にはたたかえる体制を確立します。交渉の設定は3月下旬に第1回統一回答指定日及び回答ゾーンを設定し、4月下旬での中央港湾団交の山場と連動した集中交渉日を設定します。

全国港湾での産別制度・政策要求は1月下旬の中央委員会で決定しますが、今年も政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り組みをすすめます。

③ストライキの労働関係調整法手続きは、全港湾の統一要求と全国港湾の産別制度要求は中央本部が一括して申請します。

なお、地方・支部での独自要求については、当該地方・支部での申請とします。

④一時金闘争については、地方ごとの要求としてたたかいます。

(2) 月給制の確立

月給制の確立は、週休二日など時短の取り組みや非正規雇用労働者の常用化の取り組み、長時間労働の抑制などの取り組みをすすめるうえで大変重要な課題です。現行の一月当たりの賃金を引き下げないことはもちろんのこと、月給制導入により労働強化にならないことを基本としてたたかいます。

(3) 定年延長と高齢者雇用対策

原則65歳の定年延長を求めますが、定年延長にあたっては、身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。また、厚生年金受給年齢の引き上げが議論されていますが、引き上げには反対しますが、働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境（労働者供給事業）づくりを目指します。これ以上の年金受給年齢の引き上げに反対し、現場で働く体力を考

慮しつつ、基本的には65歳以上の定年に反対します。

(4) 労働時間短縮

労働時間短縮は労働者の健康や文化的生活を営む上で重要な課題です。「1日8時間・週40時間の労働上限」を基本に、港湾関係分会は産別協定に基づき時間短縮を取り組みこととします。その他の職種も港湾の取り組みに準じて時間短縮の取り組みをすすめます。

①労働時間について

イ、8・7・45体制を順守し、年間1、800労働時間を基本とします。

ロ、8・7・45体制を順守できるように常用労働者の補充に組み込みます。臨時労働者の就労は、労働組合が行う労働者供給事業の就労を優先させるとともに、労働者供給事業がない場合は組合の事前承認に基づく就労とします。

ハ、やむを得ず45時間以上の時間外労働を行う場合は、引き上げ分の割増賃金（法定割増率5割以上）の代わりに、有給の休暇（代替休暇）を取得することを原則とすることで長時間労働の抑制を図ります。

②休日休暇について

イ、すべての産業に対し産別協定に準じた週休二日制を導入します。

ロ、「国民の祝日」及び「メーデー（5月1日）」を休日とします。

ハ、12月30日から1月4日までを年末年始特別有給休日とします。

③時間外労働、深夜労働、休日労働の割り増しと時間外算定基礎分母について

イ、時間外労働、深夜労働、休日労働の割増賃金を確保し、割増率の引き上げに努力します。

ロ、年末年始の特別有給休日出勤者には日額賃金の割り増し及び精励金を支給し、加えて代休を付加することとします。

ハ、港湾産業においては産別要求とし

て143時間の協定化に取り組みとともに、産別協定に則り、6大港船内、沿岸職種においては時間外基礎分母を149時間（2017年春闘協定）とし、「その他の港湾労働者も同様となるよう2014年春闘協定に基づき、各社の実施計画とは別に本年度1時間を減じる」ことを再確認のうえ、149時間とします。その他の産業においては労基法順守を基本とします。

二、月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が50％以上なっていますが長時間労働抑制のため、引き上げされた割増賃金の代わりに有給の休暇（代替休暇）を取得することとします。

(5) 退職金引き上げ

退職金は、勤続30年＝1、600万円以上、勤続35年＝2、000万円以上、勤続40年＝2、400万円以上、勤続45年＝2、800万円を求めます。なお、勤続30年末満の勤続者については30年勤続の金額を基準に算出します。また、退職金の確保（保全）のため、「中退金」加入などを促進させます。

(6) 労災企業補償の引き上げ

死亡・1～3級4、000万円、4級2、750万円、5級2、360万円、6級2、000万円、7級1、670万円、8級1、180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

特に、8級～14級の補償額引き上げ（到達）を求めます。自然災害においても労災認定が出た場合の企業補償の支払い（損害保険特約の有無）について確認し、補償に差異がないようにします。

(7) 育児・介護制度の拡充と協定化

育児・介護休業法の目的と基本的理念に基づき、休業補償の引き上げ（80％以上の補償）を求め協定化を図ります。

(8) ストレスチェック制度の運営と協定化

各地方・支部でストレスチェック制度が労働者に不利益扱いが生じないように、適切な運用が図られるように協定化します。

ストレスチェック制度は、労働者のストレス度や職場のストレス度を分析するものです。

高ストレスと判定された場合、速やかに産業医や保健師に相談する取り組みをすすめます。

また専門的な助言を前提に労使安全衛生委員会対策議論を行う取り組みをすすめます。

(9) 女性労働者の権利と労働環境整備の確立

「パワハラ防止法（中小企業は2022年4月から）」に基づき、相談窓口の設置や社内規定の整備などが義務付けられています。平時から相談できる場所を明確にしていくことが求められるため、労使での委員会・協議会などの設置を取り組みます。

また、ILO190条約（職場での暴力とハラスメントの撤廃）の批准を国に求めるとともに、積極的な採用と女性労働者に限らず、ジェンダーを含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も含めた、労働環境整備を求めていきます。

(10) 伝染病における休業補償

すべての伝染病に対して、休業補償の確立が来ていません。新型コロナだけでなく所謂伝染病対策として必要なこととなっています。感染の疑いがあるだけで休業を強いられる場合には、基準内賃金保障はもとより、労基法12条に基づく日額保障とし、私傷病協定を締結している地方・支部は協定の適用拡大を図ります。

(11) ワクチン接種への対応

あらゆる伝染・感染症に対して、国の予防策として、ワクチン接種が推奨されています。しかし個人によつては様々な理由で接種したくない方もいます。接種については、あくまで個人の意思が尊重されるべきであり、国や企業から押し付けられるものではありません。また、そのことによつて差別や偏見が生じる可能性があります。職場や組織内部でそのようなことがないよ

うに対応します。

(12) 熱中症対策について

熱中症対策については、近年の異常気象など重要な課題として労使が取り組まなければならないませんが、各地方・支部の対策を参考に組合員の命を守るため、それぞれの現場にあった熱中症対策を講じられるように、中央執行委員会で議論します。また、労働安全衛生法上の必要な熱中症対策を取ることを事業者に求めます。

2. 合理化反対、雇用保障の確立

(1) 反合理化闘争の基本

①個別合理化に対して、「第一に雇用・就労に係る案件については事前協議を行う。第二に首切りや一方的な配転を阻止する。第三に権利侵害を防止する。」という反合闘争の基本に基づき、たたかいます。

②労働協約が締結されていないか、または「倒産をはじめとした雇用・労働条件に係る問題についての事前協議約款」が労働協約に明記されていない場合、事前協議約款を明記した労働協約の締結をすすめます。

③会社が新規採用する場合、全港湾の推薦する労働者または全港湾による労働者供給事業の労働者の優先採用とします。

(2) 労働組合の行う雇用創出としての労働者供給事業の推進

①多くの産業で派遣などの非正規雇用労働者の拡大、港湾における波動性の拡大など雇用の不安定労働者対策のためと、企業撤退による労働者の受け皿としても、労働組合による労働者供給事業は重要となつてきています。

事業許可が各事業所となつても労供対策会議を開催し、中央本部指導の下、様々な問題に対し対策を取っていきま

す。

②日雇雇用保険、日雇健康保険は六大港や一部の地方港でしか活用できていません。また、日雇福祉制度そのものを縮小

しょうという動きも見られます。労供者供給事業で働く労働者の雇用の安定と生活保障のために、日雇雇用保険や日雇健康保険の活用・継続をすすめます。

3. 労働災害防止と福利厚生 の充実強化

(1) 労働災害・職業病防止の取り巻く環境
厚生労働省が（2026年5月27日）公表した「令和7年における労働災害発生状況について」によると、死者数は700人（前年比46人・6.2%減）と、過去最少となりました。

業種別では、件数の多い順に、建設業が214人（前年比18人・7.8%減）、製造業が115人（同27人・19.0%減）、陸上貨物運送事業が80人（同28人・25.9%減）、商業が61人（同6人・10.9%増）となっています。

事故の型別では、件数の多い順に、「墜落・転落」が186人（前年比2人・1.1%減）、「交通事故（道路）」が126人（同3人・2.4%増）、「はさまれ・巻き込まれ」が117人（同7人・6.4%増）となっています。

休業4日以上の死傷者数は135、333人（前年比385人・0.3%減）となり、業種別では、件数の多い順に、製造業が26、371人（前年比305人・1.1%減）、商業が23、128人（同1、089人・4.9%増）、保健衛生業が19、291人（同424人・2.2%増）、陸上貨物運送事業が15、632人（同660人・4.1%減）となっています。

事故の型別では、件数の多い順に「転倒」が37、195人（前年比817人・2.2%増）、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が22、166人（同52人・0.2%減）、「墜落・転落」が20、864人（同165人・0.8%増）となっています。

(2) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会
2026年6月に同協会が公表した労働災害の発生状況を見ると、令和7年（20

25年）は休業4日以上の死傷者数は186人（協会調べ）となり前年の162人と比べ24人、14.8パーセントの増加となりました。死亡災害は7人（会員事業場）で、前年から3人増加しました。

なお、厚生労働省調べ（会員外事業場も含む。／令和8年3月6日現在速報値）によると、令和7年の港湾荷役業における労働災害の死傷者数（休業4日以上）は308人（前年同時期の集計では341人）、死者数は9人（前年3人）となっています。

令和7年においても、高所からの墜落・転落、荷や車両系荷役機械との接触、はさまれ・巻き込まれ、転倒といった従来型の災害が多く発生しています。

(3) 全港湾労災職業病対策会議課題
各地方の労働対担当者による労働対会議を開催し、出された課題を中心に、リモート会議など最大限利用し、引き続き議論を行い、全国的な運動として取り組みます。また、全国港湾との情報交換を行い、課題によっては、産別としての取り組みをすすめます。

(4) 全国港湾安全専門委員会課題（全国港湾議案書抜粋）
全国港湾は運動方針で、「災害ゼロ」、「安心安全な職場」を目指す取り組みは、労働組合としての一義的任務と言えます。この間の災害発生は、2025年は休業4日以上の死傷者数で186人となり、前年（162人）比24人増の14.8%増となりました。うち死亡災害は7人で前年（4人）3人の増となりました。（港湾貨物運送事業労働災害防止協会／災防協会調査）

パトロールや日常的な注意喚起など、現場の第一線での安全パトロールなどの活動は活発に取り組まれているが、地道な努力が求められており、「安全専門委員会を中心に産別としての取り組みを強める。」としています。具体的には次の取り組みを挙げています。

①事故があった場合は地区からの報告を重視し、その原因などを全国発信し注意喚

起を行い、必要な場合は現地視察も行い再発防止の探求をすすめる。また、26春闘では港湾災防協会との連携した取り組みを確認しており、同協会の持つ知見や災害防止活動の経験から労使が学び実践することを強めていく。

②放射線検査の継続、及び、中古自動車（建機）の放射線検査について、引き続き検査を続ける（希望される方のみ）とともに、船内・沿岸・関連労働者の検診も行うよう求めていく。中古自動車（建機）荷役に係る線量検査について、引き続き日港協は検査体制の見直しを求めていることは想定できるが、組合側は、検査継続の立場で対応していく。

③災防協との連携を確立し、安全専門委員会を中心に当面する安全の課題の前進を図る。当面の課題は、以下のとおりとする。

- ア) 日常的な安全の取り組みを強化（災害ゼロパトロール）する。
- イ) 港湾に特化したフルハーネスの現場導入への取り組みを促進する。
- ウ) 脱炭素化の推進のための代替燃料（ヤシ殻）で、酸欠・粉塵・発火などに対する万全な安全対策を講じていく。
- エ) 気候変動・温暖化による、熱中症や自然災害（雷雨・豪雨）対策では、現場の判断で臨機応変、且つ即応体制を作ることを取り組む。

4. 労働者の権利確立と組織 攻撃に対するたたかい

(1) 組織攻撃や不当弾圧に対するたたかい
①企業は労働組合の結成を認めず、切り崩しを図り、団交拒否や不当労働行為、ストライキに対する損害賠償請求を行うなどあらゆる攻撃を強めています。これら権利侵害に対して、地方・支部が一体となって対処しますが、必要に応じて全国闘争を組織してたたかいます。

② 不当な解雇攻撃などについては、原職復帰を基本にして、闘争資金を活用し、職

場闘争を組織してたたかいます。
③ 争議分会の早期解決を求めてたたかいます。労働者の権利侵害反対を取り組みます。

④ 国家権力によって不当に弾圧されている労働者や労働団体があります。これに対しては情報を共有し、共闘出来るものは中央執行委員会で決定された取り組みをすすめます。

(2) 労働者の権利を求めるたたかい

①国の情報活動（インテリジェンス）の司令塔となる「国家情報会議」と「国家情報局」を設置するための法律が、5月27日の参院本会議で、自民党・日本維新の会に加え、野党の国民民主・公明・参政の各党などによる賛成多数で可決・成立しました。

国家情報局の目的は外国勢力による工作活動やスパイ行為への対処ですが、その過程で市民の通信、SNS、集会活動などが監視対象となる可能性があります。

特に将来的なスパイ防止法や外国代理人登録制度との組み合わせでは、政府に批判的な活動や社会運動まで監視対象になるのではないかと懸念があり、単なる安全保障政策ではなく、「民主主義・人権・労働基本権をどう守るか」という問題として捉え、厳しく検証し、この問題に対処していきます。

②高市政権による労働法制の改悪の動きが止まりません。2025年から開催されている労働政策審議会労働条件分科会でも働き方改革5年の見直しとして労働時間規制について議論が続いています。議論されている裁量労働制は労働者が労働時間を決められますが、業務量や納期は使用者が決めるため、長時間労働につながります。

「人間らしく働ける労働条件の確立」「安全で持続可能な港湾・物流産業の維持」「憲法第27条・第28条が保障する労働基本権の擁護」という視点をもって反対します。

③派遣法改悪反対に引き続き取り組みま

す。生涯派遣による低賃金労働者の増加、雇用不安をなくす取り組みをすすめます。また、労働者供給事業は職業安定法第45条に基づいて労働組合等のみに認められている事業である意義を継承し、労働者供給事業労働者の拡大と事業の拡充、強化・発展を図ります。

(3) 労働協約の点検・順守と協約点検活動

① 全港湾の分会結成と同時に、暫定協定の締結をたたかいます。各地方で労働協約の点検を行い、合理化や企業再編、組合員の配転等の人事問題に対する事前協議制を明記した労働協約を締結します。

② 港湾関係は産別協定順守のために、各地方・支部に適用すべき協定項目の文章を明記した労働協約を締結します。

③ 労働協約の締結は地本単位としますが、支部で締結する場合は地本と支部の連署とします。

中央要求に関する協定は、中央、地方、支部の連署とします。

(4) 顧問弁護士の委嘱
権利闘争の強化のために、引き続き顧問弁護士を委嘱します。

(5) 「同一労働・同一賃金」

2020年に全面施行された、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」ですが、2026年10月から施行規則が改正され、労働条件通知書に「待遇差の内容・理由について説明を求めることができる」旨を明示することが義務化される予定です。

また、最高裁判例を踏まえて同一労働同一賃金ガイドラインも改訂され、これは労働者の権利行使を容易にする前進面として評価されていますが、欧州諸国では、「同じ仕事なら同じ賃金」が原則ですが、日本では「違いが合理的なら格差は認める」という均衡待遇の考え方です。

全港湾は、「同一労働同一賃金の徹底」「有期雇用の正社員化」「再雇用労働者を含む均等待遇の実現」を求め、雇用の安定と処遇改善を一体的に追求していきます。

5. 労働者ならびに国民的諸 課題のたたかい

(1) 大企業優遇の政策をやめさせると同時に国民の負担が増加する消費税に反対します。

(2) 全国一律の最低賃金を目指す取り組みをすすめます。

(3) 後期高齢者の医療窓口負担増や生活保護基準の見直しなど、あらゆる社会保障制度の改悪に反対します。

(4) 老後の安心を脅かす公的年金制度の改悪に反対します。

(5) 米国が2017年に離脱した後、日本主導で再編されたTPP11は2026年現在、日本、英国、カナダ、オーストラリア、ベトナムなど12ヶ国が参加しています。

また、日本はTPP11だけでなく、多数のEPA・FTA（自由貿易協定）を締結し、自由貿易圏の拡大をすすめています。

近年、ウクライナ戦争や中東情勢の不安定化、気候変動により、食料安全保障が大きな課題となっていますが、「自由貿易によって利益を得るのは誰か」「労働者の雇用と権利は守られるのか」「地域経済や食料主権は維持できるのか」の視点をもって、公正な貿易と労働者保護を両立させる国際経済秩序の確立を求めます。

(6) IIR推進法によるカジノリゾート施設に反対します。

(7) 新たに改正された、「外国人育成就労制度」について、外国人の労働者としての権利の保護や、人材の育成・確保が適切に図られるよう、制度の円滑な施行を求めていきます。

全港湾は、外国人労働者の雇用について、基本的には法制度を守ることや「同一労働・同一賃金」、これを担保させるための組合員資格の取得、特に港湾職種においては産別協定の履行など外国人労働者としても安心・安全で働ける雇用環境を整備することを条件として了承することとします。

(8) 育児・介護休業法改正と男女雇用機会均

等法の改正に伴う労働協約の締結を地方・支部単位で締結します。

(9) 公共事業や行政の発注する業務が、入札制度によって過度のダンピング料金が横行し、まともな労働条件の確保さえできない事態が起きています。労働条件を確保できる料金を確保するとともに、労働者の権利を侵害し、労働組合を敵視する労務政策や不当労働行為を行うような悪質企業を排除するための公契約条例の制定を目指します。

(10) 全港湾は、マイナンバーカードそのものに反対をしているのではなく、政府の手法と個人情報扱いの方に疑問を持ち反対をしています。そのことが明確にならない以上、マイナンバーのカード化には引き続き反対をします。

(11) 安心・安全が担保できないライドシェアの導入に反対します。

(12) 機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点と人を裁くという心理的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対します。

(13) 検察審査員は国民の監督下にないことや検察審査員選任に異議申立てができない、不服請求を裁判所や検察審査会に出せないなど、裁判員に比べ極端に閉鎖的で問題の多い、検察審査会制度に反対します。

(14) デジタル庁の個人情報の集中管理により、国家による監視社会化がすすんでいます。個人の自由やプライバシー侵害につながらないように、厳格運営並びに厳罰化の法整備を求めます。

6. 反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたたかい

平和憲法を守り、憲法9条に違反する自衛隊に反対し、安保条約破棄、反基地闘争、脱原発と環境を守ることを基本に以下の項目をたたかいます。

(1) 憲法改悪反対

現在、「すぐに改正発議が成立する段階ではないが、議論の土台づくり・手続き整備がかなり進められている」という局面だ

と伝えられています。同時に自民党など改憲推進勢力は発議を意識した動き動きがあります。

最も具体的に議論されているのは緊急事態条項で、大規模災害・感染症・武力攻撃などの際に、国会議員の任期延長や選挙延期、政府による緊急対応権限などを憲法に書き込む案が議論されています。これを許せば、緊急時を理由に政府権限が拡大する危険や国会による監視が弱まる可能性が高まり、日本の平和憲法が根本から変えられてしまいます。特に「緊急事態条項を入口にして、将来的に9条改正へ進むのではないか」という点が警戒されています。

憲法9条に違反する自衛隊に反対し、平和憲法を守るたたかいをすすめ、護憲大会に参加します。

(2) 戦争法の早期廃止と軍事費増強反対

2015年の安保法制により、集団的自衛権の限定行使容認や自衛隊の海外での活動範囲拡大米軍などへの後方支援拡大が可能となりますが、日本が攻撃されていない場合でも武力行使に関与する危険があることと、日米軍事一体化が進む、戦争法制に反対します。

同時に、政府は2022年の安全保障関連3文書で、5年間で約43兆円規模の防衛力整備、防衛費・関連経費をGDP比2%程度へという方針を打ち出し着実に進めています。

現在は、長射程ミサイルや反撃能力（敵基地攻撃能力）、無人機、弾薬・燃料の大量備蓄防衛産業支援などに重点が置かれています。

この「安保法制を前提に軍事国家化を進める流れ」を止めるためにも軍事費増強に反対します。

(3) 辺野古新基地建設反対

アメリカに追随し、戦争のできる国づくりをするための日本での新基地建設に反対します。埋め立て工事に反対し、現地への支援や全国港湾辺野古対策委員会での土砂搬出入反対など引き続きたたかいます。

(4) 反基地闘争、日米安保反対

港湾を兵站基地にさせない、仲間を戦争の被害者にも加害者にもさせない取り組みの強化が求められています。

米軍新基地建設や自衛隊の軍事強化に反対するとともに、米国の言いなりとなる根源ともいえる日米安保条約を破棄する取り組みをすすめ、沖縄平和行進に青年部を中心に積極的に取り組みます。

(5) 特定利用空港・港湾という名の兵站基地化反対

各港において、自衛隊が災害時に港湾事業者が荷役できない場合を想定し、我々の職域・生業が脅かされる訓練と称した港湾荷役の練習が行われています。

港湾の「軍事拠点化・兵站基地化」に繋がる、特定利用港湾の選定についての関係法案を廃案に向けた取り組みを強化します。また有事・平時を問わず自衛隊・海上保安庁が港を利用する際には、「事前協議案件」として取り扱うように全国港湾を通じて、日港協と協議します。

特定利用港湾に選定された港の現状把握と対策については、中央執行委員会で検討します。

(6) 教育の反動化反対

教育の反動化に反対し、国民主権・人権尊重・平和主義の憲法理念にのっとった教育を求めていき、教育への国家統制強化の道を切り開くために、安倍政権下ですすめられてきた、教育基本法の改悪に反対します。

(7) 脱原発、原発再稼働反対

福島原発事故で核と人類は共存できないことが証明されている中、二度と同じ過ちを繰り返してはなりません。原発ゼロの社会を目指し、再稼働反対、再生可能エネルギーの増強を求める取り組みをすすめます。また、福島原発事故による自主避難者や帰還困難区域避難者への国の責任による賠償の継続を求め、震災復興支援の拡充を求めていきます。

福島第一原発事故を風化させないため、未曾有の経験を将来につなぎ、安心して暮らせる社会を取り戻すために「脱原発フク

シマ連帯キャラバン」行動を積極的に取り組みます。

東海村臨界事故を経験として、一刻も早い原子力発電所の閉鎖と再生可能エネルギーへの転換を求めてJCO集会を取り組みます。

(8) 環境破壊反対

原発以外のエネルギーにシフトする中でも、ただ単に石炭火力発電所の休・廃止を中心にすすめるだけでは環境は保てません。地球温暖化の影響は全世界で起きており、乱開発や公害の発生、大量生産や大量消費、食品ロスも大きな問題です。このような破壊的ともいえる社会システムを見直し、同時にあらゆる産業に対する「公平な移行」が必要不可欠であることを認識し、自然環境を保護し、環境破壊反対と持続可能な開発目標SDGsの取り組みに賛同し、ペーパーレスなどできることから取り組みをすすめます。また、再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用に向けた取り組みを促進します。

(9) 監視社会化による人権侵害反対、秘密保護法廃止

秘密保護法は、国民の知る権利を大幅に制限するものです。そして暴対法改悪、暴排条例制定では、「反社会的」と断定されれば、様々な団体に対する弾圧が出来ることが意図されているだけでなく、現実に行われています。治安管理強化の名もとの監視社会化、人権侵害に反対します。

(10) 差別反対、人権擁護

人権侵害が横行しています。現在の日本には被差別部落、原爆被爆者、障がい者差別、アイヌ民族、在日外国人などの民族差別、人種差別、あるいは男女差別など差別に苦しむ人々が多数存在しています。また、職場におけるパワハラやセクハラも増加傾向にあります。さらには民族が共存できる社会に対し、民族や人種の違いを排他的社会へ進めようとする、ヘイトスピーチなどが国際的にも社会問題となつていま

す。全港湾は職場をはじめとする社会に存在するすべての差別に反対し、ジェンダー

平等の社会を目指してたたかいます。

7. 選挙闘争の取り組み

(1) 国民主権、正しい三権分立の確立、全港湾の方針を実現するために、また政府政策による雇用問題解決を図るために、以下の課題のもと、積極的に選挙闘争を取り組みます。

①国民が安心・安全に暮らせるために、社会保障の充実を取り戻し、原子力発電所の早期閉鎖と一刻も早い再生可能エネルギーへの転換を実現するため、勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民主権を取り戻す選挙闘争を取り組みます。

②労働法制の改悪、大企業偏りの政治政策から脱却し、過重労働をなくして生活が営める社会経済を取り戻すため、労働者目線に立つ候補者を推薦して労働者階級の拡大を取り組みます。

③日米地位協定を破棄させ、憲法改悪を阻止し、政府が強行する辺野古新基地建設を阻止して、対話による国際貢献と世界平和実現を目指すための選挙闘争を取り組みます。

④個人情報管理し、監視社会を企む政府を打倒し、国民に広く公正・公平な社会の実現のために選挙闘争を取り組みます。

(2) 国の港湾政策は我々にとって大変重要です。港湾管理者との協議のために、全港湾の方針に基づく政策協定締結等を結び、全港湾政策推進議員懇談会へ加盟する議員を増やすためにあらゆる選挙闘争に取り組みます。

国民の一番の武器でもある選挙権を行使すれば国民主権、正しい三権分立を確立できるはずです。勤労国民目線に立つ候補者を推薦して国民主権を取り戻す選挙闘争に全力を挙げて取り組みます。

IV. 港湾労働者のたたかい

1. 情勢とたたかいの現状

(1) 株式会社NX総合研究所が4月に発表した、2026年度の経済と貨物輸送の見通し（改訂）によると、国内貨物輸送の総輸送量は2025年度通年で2・9%減、2026年度は0・3%減まで改善するとしています。

2025年度上期の総輸送量は、消費関連貨物が堅調に推移する一方、生産関連貨物と建設関連貨物が振るわず、トータルでは3・9%減に。下期についても、消費関連貨物が増勢を維持するも、生産関連貨物および建設関連貨物が低調に推移し、通年では2・9%減になったとしており、2026年度上期の総輸送量については、堅調な消費関連貨物が牽引するほか、生産関連貨物にも持ち直しの動きが期待できる一方、建設関連貨物が下押しし、トータルでは微減に。下期は、生産関連貨物の増勢拡大が見込まれるも、建設関連貨物が引き続き停滞し、消費関連貨物にも弱含みの動きが予測される中、トータルでは0・4%減に。通年では0・3%減と、5年連続の減少になる見通しながら、前年度より大幅に改善し、また一般貨物に限定すると、通年では1・0%増とプラスに反転するとしています。

一方の国際貨物輸送での外資コンテナ貨物輸出量は、2025年度は0・2%の減少、2026年度も1・1%減とマイナスの見通しであり、2026年度は、世界経済の低成長・減速懸念が続く中で、マイナズ基調を抜け出せず。米国トランプ関税の影響は上期まで継続し、前年度における米関税発動前の前倒し輸送の反動減もあるとしています。

しかし、緩やかに円安是正が進む中で、円安効果が剥落、輸出への逆風が徐々に強まる見込みで、機械類は、米国等海外向け投資やサプライチェーンの再編に伴う新たな荷動きが期待されるとしています。

また、貨物輸送での外資コンテナ貨物輸出货量は、2025年度は2・4%の増加、2026年度も2・8%増とプラスの見通しとしており、2026年度は、消費財に

ついで、物価上昇による下押しの緩和が一服し、円安の揺り戻しが緩やかにすすむ中で、個人消費の回復基調が続き、前年度以上の水準の伸びるとして、生産財については、国内生産拠点の整備・稼働や、調達先の分散・多元化がすすみ、部品・部材類や機械類は活発な荷動きとともに中国のデフレ輸出に伴う低価格品の流入増も継続されるとした。結果、年度全体では3年連続のプラスとなり、前年度を上回る水準の伸びが見込まれるとしています。

(2) 2025年9月、英ロイズリストが、2024年の世界のコンテナ港トップ100をまとめました。

1位は中国の上海港(5,150万TEU)、2位はシンガポールのシンガポール港(4,112万TEU)、3位は中国の寧波舟山港(3,930万TEU)、4位は中国の深圳港(3,338万TEU)、5位は中国の青島港(3,087万TEU)となっています。上位5港の内4港が中国です。

日本の港湾は東京が最高位の45位で、前年46位から上昇しましたが、他4港が100位以内に入ったが、いずれも前年から順位を落としました。横浜は同68位から70位、神戸は同72位から75位、名古屋は同75位から76位、大阪は同84位から87位だった。上位100港の取扱量は前年比8%増の7億4,360万TEUで、近年続いていた低成長から脱したとしています。

上位9港は前年の順位を維持しましたが、前年10位の香港が12位に後退し、同11位のポートランが10位に入っています。中国港湾は首位の上海を筆頭にトップ10に6港、トップ100に23港がランクインしており、世界のコンテナ輸送量の4割超を取り扱ったこととなります。

アジア以外の上位港では米国西岸やメキシコなど米州港湾が伸び、中国との貿易摩擦激化をにらんだ在庫補充の動きが輸入量を押し上げたようです。ロサンゼルスは前年の18位から16位、ロングビーチが同

21位から19位とトップ20に返り咲きました。

欧州はロッテルダムが前年12位から11位、アントワープ・ブルージュが同14位から13位に上昇し、ハンブルクは同23位から27位に下降しました。ペトナムはホーチミンが24%増で同25位から22位、ハイフォンが13%増で同33位から29位、カイメップが29%増で同34位から30位に上昇するなど存在感が高まったとしています。

(3) 国土交通省は、令和6年(2025年)2月16日、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会最終とりまとめ(概要)」を公表しました。ここに概要を記載します。

ア) 検討の背景

○国際基幹航路が我が国港湾へ寄港することは、我が国に立地する企業の国際物流に係るリードタイムの短縮のみならず、経済安全保障を確保していくためにも重要。

○新型コロナウイルスの影響による世界的な物流混乱を受け、我が国からの輸出において、他国の港湾を経由した場合のリードタイムが大幅に増加。この経験も踏まえ、我が国企業のサプライチェーンの強靱化に資する国際基幹航路の維持・拡大は喫緊の課題。

○令和5年2月に「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」を設置し、国際海上コンテナ物流を取り巻く情勢変化を踏まえ、今後の政策目標や新たな戦略等を検討。令和6年度から概ね5年間程度で取り組むべき施策の方向性をとりまとめ。

イ) 政策目標として

○国際コンテナ戦略港湾において、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、我が国のサプライチェーンの強靱化を図り、グローバルに展開する我が国立地企

業のサプライチェーンマネジメントに貢献する。

*直航サービスの充実に向けて、荷主の利便性向上の観点も踏まえ、優先順位やターゲットとする貨物を明確化した上で取り組む

ウ) 今後の取組の方向性

○基本的な取組方針

・「集貨」「創貨」「競争力強化」の三本柱の取組を引き続き強力に推進。

・国際基幹航路の維持・拡大に関する国・港湾管理者・港湾運営会社等と荷主との連携・協力体制を構築。

・物流の2024年問題、労働力不足、脱炭素、サイバー攻撃への対応等を踏まえ、DX、GXを加速するとともに情報セキュリティ対策を強化。
・各種データの充実や、データ収集・分析の取組を強化。

以上の取り組みから、「集貨」「創貨」「競争力強化」の三本柱が今後も強力にすすめられることが見てとれます。

(4) 国土交通省は、国際バルク戦略港湾について、品目ごとの特性を勘案し、ばら積み貨物の輸入拠点が背後産業の立地と密接に結びついていることや拠点の絞り込みによる物流効率化の効果を発揮するために産業立地の再配置や企業間連携の強化等が必要になることに鑑み、「選択と集中」の合理性・実現可能性を十分精査した上で、穀物にあってはパナマ運河の拡張を見据えつつ、パナマックス級以上の船舶が、鉄鉱石にあってはVLOC級の船舶が、石炭(一般炭)にあってはケープサイズ級の船舶が、それぞれ入港することが可能となるよう港湾機能の拠点的な確保に取り組むこと

に、民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立、船舶の運行効率改善のための制限の緩和、港湾間や企業間の連携の促進に取り組む。としています。この戦略港湾が港湾労働者の職域を潰しています。

選定は平成23年(2011年)5月31日に次の貨種にて選定されました。

○穀物…「鹿島港」、「志布志港」、「名古屋港」、「水島港」、「釧路港」

○穀物…「鹿島港」「志布志港」「名古屋港」「水島港」「釧路港」

○穀物…「鹿島港」「志布志港」「名古屋港」「水島港」「釧路港」

○鉄鉱石…「木更津港」、「水島港・福山港」

○石炭…「徳山下松港・宇部港」、「小名浜港」

しかし、民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立、船舶の運行効率改善のための制限の緩和、港湾間や企業間の連携の促進に取り組むことができていません。国の港湾政策による労働者無視の政策が「水島港」周辺の雇用喪失につながっています。

(5) 港から離れた内陸部に通関物流基地として設置され、輸出入貨物の通関機能と保税機能を併せ持つインランドデポが新潟県や東関東、各地で作られています。港湾の職域・業域が失われる政策となっています。

2. 闘争課題とたたかい方

港湾政策並びに港湾産別制度については、主要港湾だけの問題と捉えず、地方港湾での産別運動に対する重要性を認識し、港湾産別に資する全港湾としてのたたかいをすすめます。そのうえで、全国港湾に結集し「魅力ある港湾労働」確立のために取り組みをすすめます。

(1) 全港湾の闘争課題とたたかい方

①能代闘争問題

現時点での動きは見られませんが、国土交通省や厚生労働省、秋田運輸支局、あらゆる行政機関と連絡を密にしなから、能代運輸の動向を抑えていく取り組みが必要となります。秋田という一つの

港の問題ととらえず、あらゆる港に波及する問題として、全国闘争と位置づけ、地方・支部と連絡を密にしながら、雇用・就労闘争に取り組みます。

②指定事業体問題

今もなお、指定事業体である、日興サービス分会から日検本体への移籍・採用者は一人として出ていません。26春闘では継続課題として、「指定事業体に係る課題を解決すべく、25春闘協定の履行とともに適正な検査料金の確保並びに下払い料金の適正化を図るように主導する」との協定となっています。

26春闘では個別賃上げの低額回答を受け、中央本部も参加しての折衝を行うなか、適正な下払いが無いから、賃上げの原資がないということが判明しました。中央本部は、賃上げ折衝を続けながら、全国港湾には、日港協はもとより、元請け(派遣先)である日検への適正料金(派遣料金)の支払いを求めていくことをお願いしています。

また本体への移籍に関しては、全国港湾指定事業体部会を何度か開催しましたが、検数労連、日港労連、全港湾で協定履行の考え方の差が改めて浮き彫りになったままです。このままでは、全港湾を忌み嫌う日検本体への移籍・採用の可能性は皆無に近いものとなっています。

今後はこの状況を打破するためにも、協議に応じさせるためにも宣伝行動や抗議行動も視野に入れた、たたかい方を構築していきます。

③石炭火力発電老朽化施設の休廃止問題
国の進める石炭火力発電所休廃止計画について、全港湾政策推進議員懇談会の取り組みもあり、政労使による「石炭問題連絡対策会議」が設置されましたが、今年度は年1回の開催となっています。

7月に開催された対策会議では、石炭火力発電所のみならず脱炭素政策が影響を与えるすべての港について対策すること求めましたが、、、。地方港対策会議を活用し、情報収集や

共有を図りながら、問題解決に向けた方針を見出します。また、雇用・職域確保に向けた運動が急務となっており、補償も含めた対策を国へ求めていきます。

④RTG遠隔操作化事業導入問題について

全港湾はRTG遠隔操作化事業導入にあたっては、港湾労働者の雇用と職域、さらには港運事業者の事業継続を守るため、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」並びに「関係港における確認書」の遵守を絶対条件として、体制的合理化に反対する取り組みをすすめます。また、全国港湾とは6大港と地方港の雇用形態、重層構造の違いなど、一歩進んだ議論を求めていきます。

⑤三菱グループの撤退問題

三菱ケミカル(株)香川事業所の撤退
三菱ケミカル株式会社は、脱炭素化の進展や事業環境の変化を理由として、坂出港にある香川事業所における製鉄用コークス及び炭素材事業からの撤退を表明しました。これにより、坂出港における石炭やコークス関連貨物の大幅な減少が見込まれ、港湾運送事業者や港湾労働者の雇用、さらには地域経済全体に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。四国地本は、四国港湾労働組合協議と共に事業撤退が港湾労働と地域社会に与える影響を重く受け止め、国土交通省をはじめ関係行政機関への要請行動を実施し、雇用対策や地域振興策の具体化を求めています。

今後は、企業の社会的責任を明確にするとともに、国のエネルギー政策・産業政策の転換によって生じる影響について国としての補償を含めた責任を強く求めます。また、新規貨物の創出や港湾機能の維持・強化、関連事業への支援、雇用確保対策の実現に向け、自治体や関係団体との連携を強化し、組合員の雇用と生活、地域港湾の将来を守るため、四国地本と中央本部が連携を取りながら、全力で取り組みま

す。
・三菱マテリアル（株）小名浜精錬所の事業縮小

3月25日に三菱マテリアル株式会社小名浜製錬所の事業縮小が公表されました。事業縮小に伴い、社員や関連下請け企業を含めると1000名以上の雇用に影響が出ることが予想されています。さらには、三菱ケミカル（株）小名浜工場も事業閉鎖することを決定しました。

これらによって、港湾荷役に大きな影響を及ぼすことになり、港湾荷役に大きな影響を及ぼすことになり、組合員の雇用はもろろんのこと、小名浜地域全体に深刻な影響が及ぶことは明らかです。

小名浜地区労として、福島県、いわき市へ雇用問題に対して要請行動を行いました。この行動はテレビでも報道され市長から「雇用確保と産業再生に向けて、最後の1人まで支援させていだくと再就職サポートに全力を挙げると」コメントを頂くことができました。

今後については、全港湾小名浜支部の組合員への直接的な影響が危惧されることから、関係各所に具体的な要求を掲げ、雇用を守る取り組みを強化します。

⑥三島川之江港の指定港化について

三島川之江港の指定港問題については、同港が長年にわたり指定港の要件を満たしているにもかかわらず、国土交通省が地元の反対を理由に指定を見送ってきた経過があります。その後、港湾施設や物流基盤の整備が進み、四国有数の物流拠点へと発展する中で、全国港湾及び四国港湾は港湾運送事業の秩序維持と港湾労働者の雇用確保の観点から、指定港化に伴う諸課題について継続して取り組んできました。近年、国土交通省及び四国運輸局において再び指定港化に向けた動きが見られることから、四国港湾は関

係機関との意見交換を重ね、拙速な指定港化には反対する立場を明確にしています。

今後は、指定港化の是非だけでなく、全国の港湾運送事業の秩序維持、公正な競争条件の確保、港湾労働法の適正運用を前提とした制度整備を求めています。特に、労働者保有基準や監査基準、適正料金の確保など既存指定港と同等以上の基準適用を求めるとともに、港湾労働者の雇用と労働条件を守る立場から、全国港湾と連携し引き続き対応を強化します。

⑦高速道路ETC専用化問題について
国土交通省は、2030年度に高速道路の全線の料金所をETC専用化にする計画を打ち出しました。現在、各所でETC専用化の実証実験が行われており、2030年まで4年まで来ています。このままでは料金收受業務に就いている組合員の雇用喪失が予想されます。ETC専用化をただ反対するだけではなく、政労協定を活かし新たな職場を創出させるために、全港湾議員懇を活用して国土交通省高速道路課との折衝を取り組みます。また、政労協定の窓口となっている交通労働を加えた国交省交渉を取り組めます。

V. 海コン・トラック・バス・タクシー労働者のたたかい

1. 情勢とたたかいの現状

(1) トラック協会が2026年5月に発表した「トラック運送業界の景況感（速報）」によると、トラック運送業界においては、今期、中東情勢の影響による燃料調達への不安、燃料価格高騰への懸念がマイナス要因として作用し、景況感は前回▲22・4から▲29・4へ7・0ポイント悪化したとなっています。

なお、来期の見通しは、軽油引取税の暫定税率（1リットル17・1円）が4月1日に廃止されたものの、中東情勢の影響に

よる燃料調達への不安や燃料価格高騰への懸念を織り込み、景況感は今回▲29・4から▲47・2へ17・8ポイント悪化する見込みであるとしています。

そういった中、国への要望・要請として、軽油引取税の暫定税率廃止を求めた結果、軽油引取税の暫定税率については、令和7年11月5日に与野党が、令和8年4月1日から廃止することで合意しました。また、運輸事業振興助成交付金制度の継続については、12月に国会提出された法案

と同じ内容で、日切れ法案としてあらためて国会に法案を提出することについて与野党の理解を得ることができ、最終的には3月31日の参議院本会議で可決・成立し、交付金制度は令和13年3月31日まで継続されることとなったと報告されています。

(2) 2026年3月、国際海上コンテナ特有の特性を考慮し、安全な運送のための対策や事故防止策の実効性について議論する場として、「第16回国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」が開催されました。国際海上コンテナは、効率的な海と陸の複合輸送を可能にする重要な物流手段ですが、その大きさや重さから陸上運送中に横転事故が発生する危険性があります。

このため、国土交通省は平成25年に専用の安全対策会議を設置し、関係者間での情報共有や意見交換を継続的に行っています。これにより、事故防止に向けた新たな施策を検討し、実施してきました。

今回の会議では、国際海上コンテナの横転事故等の発生状況、国際海上コンテナの陸上運送の安全確保に係る調査結果・優良事例、令和7年度の取組の取組の取り

組みについて、事務局及び港湾局港湾経済課からの資料の説明後、意見交換が行われました。

出された意見として、「コンテナターミナル内でも短距離の横持ち（移動）が行われており、低速走行であっても横転のリスクはある。荷主からの正確な情報（荷荷重の有無など）があれば事前に適切な対処が

可能となるため、情報の周知をお願いしたい」、「フレキシタंकからの液体漏洩について、今年に入り輸入コンテナで4〜5件、船から揚がる際に漏洩が発覚するケースが続いている」、「調査結果で示された「末端のドライバーへの情報伝達の乖離」は大きな課題であり、今後も継続的な調査と周知をお願いしたい」などが出されましたが、国交省から明確かつ具体的な対応策は出されていません。

(3) 令和7年5月以降、計9回にわたり、学識経験者等からなる「2030年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会」を開催し、次期「総合物流施策大綱」の策定に向けて、今後の物流施策の在り方について提言がとりまとめられました。

提言を議論するうえで、我が国の社会経済全体が直面する現状・課題として、次のことがあげられました。

① 本格化する人口減少や担い手不足
② 社会全体のデジタル化やイノベーション
③ 気候変動問題やカーボンニュートラル
④ 国際競争力の低下や不確実性が高まる国際情勢

⑤ 大規模自然災害やインフラの老朽化
また、物流を取り巻く現状・課題として、「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づく官民での取組の成果により、2024年度の約14%の輸送力不足を概ね克服し、2024年度を越えても物流の機能を維持する一方で、2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、今後、担い手不足が深刻化する中で、必要な物流の機能を維持するための施策の具体化・深度化が必要としています。

検討会でまとめられた本提言では、物流を単なるコストではなく、新たな価値を創造するサービスとして捉え直し、より上質で魅力ある産業へと転換させるため、次期「総合物流施策大綱」が目指すべき今後の物流政策を下記の①〜⑤の5つの観点に分類した上で、取り組むべき施策を整理されました。

2. 闘争課題とたたかい方

(1) 国交省が定めた各種政策の実効性を求め、中小企業に必ず反映させる為に、地方運輸局単位の行政交渉を強化します。

(2) 中央の海コン・トラック（バス・タクシ）合同会議を中心に、情報の共有と学習を行ない中央行政への要請行動を強化します。

(3) 地方・支部・分会単位で、労働者の労働条件の向上に繋がるよう、制度政策を中心とした交渉の強化をすすめます。

VI. 組織の強化と拡大

1. 組織の強化について

(1) 大衆路線に基づく組織運営

①組織運営にあたっては、異なる意見にも討論を通じて理解を求め、組合員を排除することなく大衆討議に積極的に参加できる体制を作り、組合員すべてが団結できる集団指導を原則に民主的に運営します。

②たたかいを組織するにあたっては、問題認識や過去のたたかいの総括について徹

底的に職場討議を行うなど、大衆討議を重視して組合員全体の意思統一を図り、戦術などの闘争体制を確立します。決定した方針については組合員全員が堅持し、その完全実施を図ります。

③全港湾の方針に合致する地区の共闘組織が主催する会議や集会などには、自らの行動力の強化と地域運動の昂揚のために積極的に参加します。

④文化活動やレクリエーション活動を積極的に取り入れ、仲間意識や組合の団結を強化します。

(2) 若手幹部の育成
全港湾は世代交代もすすみ、組合業務が専従者・非専従者問わず役職員に集中する傾向にありますが、将来を担う活動家になるべき若者に様々な組合活動を経験させるとともに、それを職場から支える体制をつくります。

(3) 学習活動と教宣活動の充実
①中央労働講座を全港湾の将来を担う活動家養成の場として位置付けて取り組みます。

②地方・支部では、労働組合や労働法の基本的学習や労働者ならびに国民的課題、反戦・反核・平和問題、第4次産業革命問題など情勢と組合員の要望に合わせた学習を行うようにします。数支部がまとまって学習会が開催できる場合はまとまって開催し、できない場合は支部ごとに開催します。また、地域の労働講座などを活用して学習活動をすすめます。必要

によっては中央役員が参加します。

③秋年末オルクは2026年秋年末闘争並びに2027年春闘方針の提起を中心として、港湾春闘要求課題や労働安全衛生、組織拡大などを重点に10月中旬から11月を基本として要請を受けた地方・支部と調整を図りながら具体的取り組みについては中央執行委員会で確認します。

④機関紙「港湾労働」は全港湾の活動を教宣する重要な役割を持っています。また、「ブレイクタイム」も新たな教宣物

として定着をしました。それぞれの用途に応じた紙面づくりによって組合員への教宣強化を図ります。

⑤春闘や一時金闘争などの重要なたたかい、活動があった場合には「全港湾FAXニュース」を適時発行します。

⑥インターネットを活用した教宣活動については、ホームページも含め組合員のニーズに応じた取り組みをすすめます。

(4) 調査活動

最低賃金や時間外算定基礎分母、週休二日制、定年制など、現状の組合員の実態を調査（港湾・トラック・一般職）することが運動として求められますが、調査活動に時間を費やせないのが現状です。どうやれば調査活動に取り組めるのか検討をすすめます。

(5) 青年（女性）部、退職者の会の結成と育成

①労働組合にとって、青年労働者は組織の継承発展の礎であるとともに、若々しいエネルギーは組合活動の活性化と組織の強化にとって重要です。青年労働者に主体を持たせた青年対策交流会議を開催し、青年労働者にとって魅力ある組合活動となるべく推進していきます。

②退職者の会、女性の会の結成を地方・支部単位で取り組みます。

(6) 対策会議の設置

今年度も次の対策会議を設置して運動の強化を図ります。地方港対策会議、港労法対策会議、検数対策会議、トラック対策会議、海コン対策会議、労災職業病対策会議、本四架橋対策会議、労供対策会議、青年対策会議、その他必要に応じての対策会議の設置は中央執行委員会にて検討し決定します。特に課題の多い地方港対策会議では、国土交通委員との意見交換会を実施し、課題の解決を目指します。

(7) 組織部会の検討課題

運動強化を中心に引き続き組織部会を開催し、財政運営の在り方や役職員の賃金体系、処遇改善などを協議します。

2. 組織の拡大について

労働組合がこれ以上組織率を低下させ、全港湾も組織人員減少を許していると、労働組合全体の力量は大きく低下せざるを得ません。組織の拡大、労働組合の拡大、組合員の増加は労働組合にとって極めて重要な課題です。全港湾が労働組合の再生の先頭に立つという決意で組織拡大を取り組みます。

(1) 港湾、倉庫、通運、海コン、トラック、バス、タクシー労働者をはじめとして、建設、介護など様々な産業の労働者、派遣・パート労働者など、非正規雇用労働者を含むすべての労働者を対象とします。

(2) 組織拡大の体制

①地方・支部に組織拡大対策委員会を設置し、執行部はもちろんのこと執行部以外の活動家や組合員を動員して組織拡大に取り組みます。

②組織拡大にあたっては、退職者の補充や企業内の未加入労働者、関連企業の労働者、仕事上の関係のある労働者、地域の上部団体を持たない労働組合などに重点を定めて計画的に組織拡大を図ります。

③労働相談から爭議指導のできるオルグ活動家の要請を図ります。

④退職者に労働相談員をお願いするなど、退職者や組合を退任した先輩との連携を含めて組織拡大に取り組みます。

⑤中央の組織部会では、組織拡大をすすめるうえでの問題点の解決策や組織拡大の基本戦略など、抜本的な検討をすすめます。

(3) 通年的な組織拡大キャンペーンを取り組みます。組合員を参加させ各支部で創意工夫した取り組みを企画するとともに、中央本部は教宣物などの支援を積極的に行います。

(4) 港湾における上部団体を持たない組織に対し、産別運動や制度の利点を活用し、加えへの働き掛けを行います。

(5) 65歳定年延長の取り組みはすすめられてはいませんが、少子高齢化問題も含めて、労働者不足が現実化しています。引き続き

退職者補充の取り組みとともに労働者の計画的な確保について労使協議を行い、作業要員と組合員の確保を取り組みます。

(6) 相互扶助の精神に基づく自発的な福利厚生活動として「こくみん共済coop」（全労済）の共済制度の取り組みを行います。

こくみん共済coopの共済契約等に係る事務手続きは、組合員からの委任に基づいて全日本港湾労働組合が代行します。この事務手続きに際して生じる費用相当額は共済契約者に代わって全労済から団体事務手数料として支払われます。また、共済契約に関する事務手続きを円滑にするため、こくみん共済coopより必要最小限の範囲において個人情報提供を受けます。

Ⅶ. 共闘の強化、国際連帯、政党との連携の取り組み

1. 共闘の強化について

(1) 全国港湾の強化

①全国港湾の強化については、単一化を基本としつつ、連合体強化をすすめます。

②港湾労働者の雇用と職域確保のために文字通り、全国の港湾労働者が結集できる組織を目指します。6大港と地方港のそれぞれ意見が反映できる組織体制、組織人員に比例した役員・代議員の割り当てなどを基本に組織が強化できるような規約・運営づくりを目指します。

③連合体の産別運動を充実させるために、交渉力を強化し、協定適用率を拡大し、協定を順守させる統制力を持たなければなりません。企業別運動の視点を払拭する努力をしていきます。

(2) 交運労協の強化

①交運労協は政策要求を中心に活動をしています。全港湾の運動方針を堅持しながら、交運労協の運動に参加し、すべての労働者の生活向上の要求を前進させるとともに組織強化に努力します。

②交運労協とITF-JC（国際運輸労連加盟労働組合日本協議会）は2003年に統合し、全港湾は交運労協内のITF未加盟組合（全港湾を含む7組合）とともに、MSGを形成し加盟しました。引き続きMSGとして運動の前進と交運労協国際局とも協力をして国際活動をすすめます。

③その他の共闘組織

①2009年12月に結成された海員組合と全国港湾・港運同盟による日本海員港湾労働組合協議会（海港労協）は、FOCキャンペーンでの取り組みの問題から、現在、海員組合との共同行動を凍結しています。一方で各地区港湾は行動を模索し、海員組合との関係修復に向けての取り組みも行っています。FOC・POCキャンペーンの取り組みは雇用闘争として重要な課題であることから引き続き取り組みをすすめます。

②全港湾、全国一般全国協、全日建連帯の三単産共闘を引き続き取り組み、中央における中小企業労働者や非正規雇用労働者の立場からの政策要求、労働法制改悪反対、反戦平和、労働組合への弾圧反対など、中央・地域における共闘をすすめます。

(4) 地域共闘

①地区労組織が解散せずに継続されているところは地方・支部単位で、その運動を支持し、地域運動の発展に努力します。反基地・反戦平和運動に取り組む「平和運動センター」が組織されているところについても、その運動に積極的に取り組みます。

②春闘や中小労働運動など課題別に全港湾方針と一致するものについては、地域での共闘関係をつくりあげ、地域の運動の強化に努力します。

(5) 民主団体との提携

次の民主団体との提携を深め運動の強化に努力します。また、その他必要に応じて新たな民主団体との提携については、中央執行委員会にて協議し決定します。

①フォーラム平和・人権・環境（平和フォーラム）

②部落解放中央共闘会議

③中央社会保障推進協議会

④石綿対策全国連絡会議

2. 国際連帯について

新自由主義を世界規模へと導くグローバル化への対峙と北東アジアでの友好・連帯のためには労働者の国際的な連帯行動がますます重要となっています。とりわけ、規制緩和、民営化、カジュアル（日雇）化、自動化・機械化とたたかう港湾労働者の国際連帯を強化します。また、下記以外の新たな国際連帯については中央執行委員会で協議し決定します。

(1) ILWU（国際港湾倉庫労働組合）、MUA（オーストラリア海事労働組合）、MUNZ（ニュージーランド海事労働組合）をはじめアジア太平洋地域の港湾労働者の友好連帯を一層強化します。

(2) 中国海員建設工会との友好連帯のために定期的交流を継続します。

(3) ITF（国際運輸労連）に代表参加します。

(4) 全国港湾が行っている東アジア港湾労働者会議に参加します。

(5) 若い活動家による国際交流を検討します。

(6) 中国海員建設工会との交流をはじめ、朝鮮半島情勢の変化を見極めながら韓国民主労総および朝鮮職業総同盟との交流再開のための協議を検討します。

3. 政党との連携について

全港湾は反戦・平和・民主主義をもとめ、護憲並びに民主運動をすすめるために、政党との関係は以下のとおりとします。

(1) 全港湾は、課題別に全港湾の要求や方針が一致する政党と共闘します。

(2) 選挙闘争は、日常闘争を大切にし、地方・支部ごとに全港湾の方針に一致する候補者を推薦したたいきます。

(3) 国会や各省庁への要請・陳情・請願等の行動、各種委員会での発言など全港湾の運動方針に基づき、政策推進活動を行うために、「全港湾政策推進議員懇談会」を積極的に活用し、運動をすすめます。

以上

年間ストライキ権の確立(案)

規約第24条にもとづき、次の事項について、次期定期全国大会までの年間ストライキ権を確立し、その具体的行使については中央執行委員会に委ねます。

- 2026—27年度運動方針の「Ⅲ主な闘争課題とたたかひの基本(春闘、一時金闘争含む)」の要求を実現するために、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 全国大会ならびに中央委員会において採択された諸決議の実施にあたって、ストライキ権の行使が必要であると中央執行委員会が判断したとき。
- 組合員が使用者より不当な扱いを受け、ストライキ権の行使が事態の打開に有効であると中央執行委員会が判断したとき。
- 全港湾ならびに全港湾の地方組織が使用者より不当な組織攻撃を受け、ストライキ権の行使によってしか単一組織としての全港湾の団結が維持できないと中央執行委員会が判断したとき。

以上